



佐賀県公共事業景観形成指針 解説書

はじめに

佐賀県は、趣の異なる二つの海に面し、内陸部は1,000m級のなだらかな山々が、その裾野には、広大で肥沃な平野が広がっています。また、自然や地形をつなぎ、景観としての統一感を持たせている川やクリークが流れ、平野に広がる田園や山あいにあふれる緑があります。このような恵まれた環境のもと、先人達は集落や都市を形成し、これらを後世に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によってこれらの景観が損なわれていることも事実です。

県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」（平成20年4月1日施行）を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進しています。

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は景観の骨格であり、地域の景観に大きな影響を与えます。過去に実施した県民アンケートでは、公共事業が美しくない景観として指摘されるなど、地域の景観に配慮されていない現状もあります。一方、景観に配慮した公共事業により形成される公共空間は、地域の環境を向上させ、住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となります。

このようなことから、公共事業による良好な景観形成への積極的な取り組みが求められており、この度、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針を策定しました。この解説書は具体的事例や景観形成の考え方等を示しながら指針を分かりやすく示したものです。

今後、公共事業の実施にあたっては、地域の環境や実情等を的確に把握し、地域に即した景観形成の手法を探っていくための手がかりとして、この解説書をご活用ください。

目 次

| | |
|---|-----|
| ●解説書の見方 | 2p |
| 1. 目的 | 3p |
| 2. 適用範囲 | 4p |
| 3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢 | 5p |
| 4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方 (1) 景観資源を把握し生かす (2) 先導的役割を果たす (3) 公共空間の連続性、一体性を図る (4) 住民意見を把握する (5) 視点場からの見え方に配慮する (6) 使いやすさを考慮する (7) 時間の経過を考慮する | 6p |
| 5. 共通指針 | 16p |
| 5-1 基本的事項 ① 位置及び規模 ② 形態及び意匠 ③ 素材 ④ 色彩 | |
| 5-2 要素別事項 ① 法面 ② 擁壁 ③ 防護柵 ④ 護岸 ⑤ 緑化 ⑥ 標識、公共広告物 ⑦ 照明施設 ⑧ 舗装 ⑨ 占用工作物等 | 29p |
| 6. 施設別指針 道路、河川など施設毎の配慮事項（国のガイドラインの紹介） | 43p |
| ●参考資料 ■佐賀県公共事業景観形成指針 ■佐賀県美しい景観づくり条例 ■佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度 ■景観法の概要 ■佐賀県内市町の景観行政の取組み | 45p |

● 解説書の見方

1. 指針の構成

指針は、「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢」「4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方」「5. 共通指針」「6. 施設別指針」に分かれています。

「3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢」は、事業担当者等が良好な景観形成の実現に向け取り組む際の基本姿勢です。

「4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方」は、公共事業において景観形成を図るうえで、配慮すべき基本的な考え方です。

「5. 共通事項」は、「5-1 基本的事項」と「5-2 要素別事項」に分けられます。「5-1 基本的事項」は、公共施設の位置や規模、形態や意匠、素材、色彩を検討する際に配慮すべき全事業に共通する基本的事項です。「5-2 要素別事項」は、法面や舗装等の事業を行う際に配慮すべき各公共施設に共通する要素別事項です。

「6. 施設別指針」は、施設毎に配慮すべき事項ですが、本指針では既に示されている各種ガイドラインの活用に努めることとし、その紹介をしています。

2. 解説書の見方

解説書は、項目ごとに指針、指針のねらいや景観形成の考え方等によって構成されています。写真やイラストにより配慮の事例を示していますが、あくまで一例であり、実際には、事業毎、場所毎に配慮すべき内容を総合的に検討する必要があります。

5-2 共通指針 — 要素別事項

5-2-③ 防護柵

位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・防護柵は、安全を確保するために必要ですが、景観上は好ましくないため、新設時に道路構造等の検討や、縁石、柵止め、植樹帯などの代替も含め、安全性を確保した上で、設置の必要性を十分に検討することが重要です。
- ・目立ちすぎる色彩や、地域特性の過度な装飾は、景観を阻害する要因となります。周辺の景観に調和するシンプルな形状・色彩を基本とし、周辺景観への見通しや他の附属施設等との統一性に配慮する必要があります。また、歩行者が接近する場所では安全性等への配慮も必要です。

○  ・自然景観等の眺望を確保する場所等では、透過性の高い構造とするほか、低明度の色彩とする。

×  ・過度な装飾やレリーフ等を避ける。

○  防護柵の代替機能となる緑地帯により、良好な景観と安全性を確保している。(唐津市)

○  防護柵を低明度の色彩、シンプルなデザインとし、眺望の阻害とならないよう配慮されている。(熊本市)

× **配慮が望まれる事例**

 過度な地域性の表現のため、防護柵が目立っている。

指針

指針本文を記載しています。

※指針全体は 46 ページに記載

指針のねらい、景観形成の考え方

イラストや写真を使いながら、指針の解説や、景観形成の考え方を分かりやすく記載しています。

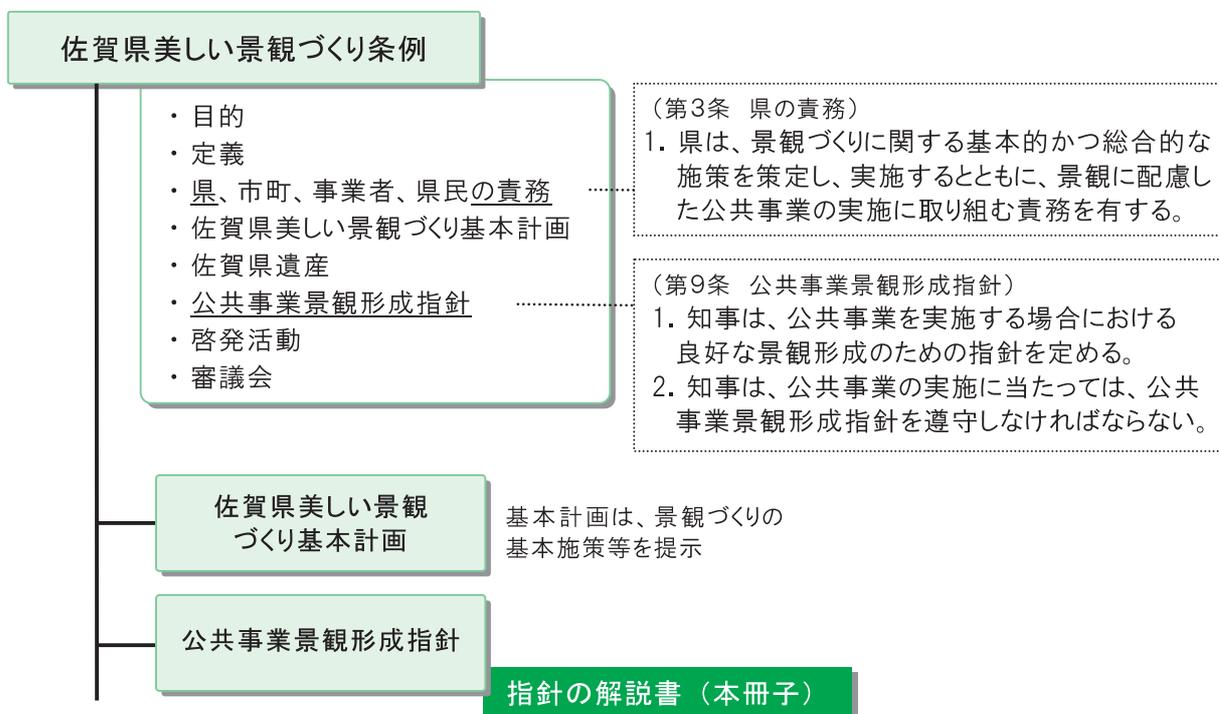
1. 目的

佐賀県は、趣の異なる二つの海、中央のなだらかな山々、肥沃な平野等豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできた。この美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、本県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成 20 年 3 月)(以下「条例」という。)を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進している。

公共事業はその規模や公共性から、地域の景観に与える影響も大きく、県土の景観形成の先導的な役割を果たすため、事業実施にあたり良好な景観形成への積極的な取り組みが求められている。

この指針は、条例第9条第1項の規定に基づき、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本県の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

◆指針の位置づけ



「佐賀県美しい景観づくり基本計画」では、県内の各地の個性を尊重しながら、全体として佐賀県の美しい景観を守り、育て、創り出していくことができるよう、景観づくりの基本方向を次のとおりとしています。

- ① 美しく豊かな自然や地形と調和した景観づくり
- ② 歴史、文化の継承と創造による景観づくり
- ③ 快適な都市や農山漁村の生活空間づくり
- ④ 地域コミュニティの更なる形成に通ずる景観づくり

⇒「佐賀県美しい景観づくり基本計画」は、

佐賀県美しい景観づくり「美しさが」 <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan> を参照。

2. 適用範囲

(1) 対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための内容や水準については、地域の実情や施設に求められる役割、その他の景観形成に及ぼす影響を勘案し適用する。

(2) 適用除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺の景観に与える影響がないか、きわめて小さい場合及び維持補修業務などの小規模な事業は、本指針の適用を除外することができる。

なお、このような除外事業であってもできる限り景観に配慮することが望ましい。

(3) 他事業者への助言又は要請

県は、国や市町等が実施する公共事業について、本指針に配慮するよう助言又は要請する。

(1) 本指針は、県が実施するすべての公共事業において適用します。

景観形成のための内容や水準は、事業地における地域の将来像、周辺の状況、事業の目的など様々な条件を把握した上で、事業ごとに、求められる景観形成上の役割等を検討することが必要です。

(2) 災害時等は緊急を要し、景観への配慮が難しいことから指針の適用除外としていますが、長期的に景観への配慮がなされない状況とならないよう事業を行うことが望まれます。

(3) 国の事業においては、すでに公共事業における景観検討の基本方針が示されているほか、市町においても積極的に取り組まれている地域があります。事業主体の取り組みに応じて、本指針に配慮するよう助言又は要請し、県全体で景観形成が図られることを目指します。

3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢

- (1) 地域特性を踏まえたうえで、県民、事業者、県、市町等は良好な景観形成についての認識を共有するよう努める。
- (2) 事業担当者は良好な景観形成に対する知識の研さん等に努める。

(1) 地域の特性を生かした景観形成を行うためには、行政だけでなく、県民、事業者、CSO、専門家等、関係者が良好な景観のイメージを共有する必要があります。地域住民等に長く親しまれる公共施設の整備を行い、民間と一体となった良好な景観を形成することが重要です。

(2) 公共事業における良好な景観形成とは、機能の向上につながらない過度な装飾や、必要以上にコストをかけてグレードアップすることではありません。施設の使われ方や景観特性を踏まえ、必要なものに対して適切なコストをかけることが大切です。

公共事業を行う担当者は、景観形成に対する正しい意識・知識を深めるとともに、景観に配慮する視点を常に持ち続けることが必要です。また、事業を行なう過程で検証を行い、次の事業に生かす等、常により良い公共施設の整備に努めます。

◆ 公共施設における景観形成上の視点



県民生活をより豊かなものにするために、公共施設において永続性、公共性、地域性への配慮が必要です。

【永続性】

- ・一時の流行に左右されず飽きのこないデザインとすること
- ・長年使われることにより愛着が生まれること
- ・時間の経過とともに、より味わいを増したり、周囲の景観になじむこと

【公共性】

- ・大多数の人々に好まれるよう、好き嫌いの評価が分かれる個性の強いデザインは控えること
- ・地域の共有財産として誇れるものであること
- ・機能性と使われ方を意識すること

【地域性】

- ・地域の自然、歴史、文化等と人々の生活文化、経済活動と調和し、地域の個性を伸ばせること
- ・地域の自然環境の保全と復元に配慮すること
- ・多様な生物からなる生態系の保全など地域の自然環境に配慮すること

4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方

4-1 景観資源を把握し生かす

事業地の自然、歴史、文化等の景観資源を把握し、それらを生かすことにより、将来にわたり県民共通の資産となる景観を創出するよう努める。

- ・公共事業の計画地やその周辺地域の景観資源を調査、把握することにより、守るべき景観資源が明確になり、景観形成のための課題の抽出や目標の設定等が容易になります。

景観資源の把握には、地域の人だけでなく、そこを訪れる人々や専門家など、客観的な視点からの評価も重要です。また、多様な視点から、景観資源相互の関係性を把握することが重要です。

- ・既存の景観資源を生かすことにより、県民に誇りとされる景観を創出し、新たな地域の魅力を形成していくことが必要です。



蕨野の棚田（唐津市）



肥前浜宿・酒蔵通り（鹿島市）



直鳥環濠集落（神崎市）

◆景観資源の把握

| | |
|-------|---|
| 自然 | 気象・気候、地形（海、山、河川、湖沼）、植生（樹林、並木）、土地利用（農地、森林等）等 |
| 歴史・文化 | 地域の歴史・史実（地名の由来、まちの成り立ち）、歴史的まちなみ、（城下町、宿場町、門前町、港町等） 歴史的建造物（神社仏閣、伝統的家屋等）、史跡、遺跡、地域の素材（木材、石材、陶磁器、和紙等）、伝統的工法、産業、特産物、風物詩、伝統行事、イベント、風習、人の暮らし 等 |
| 都市 | 土地利用（住宅地、商業地、都市公園、工業地、港湾・漁港、観光地等）、道路、鉄道、建造物、駅、ポケットパーク、モニュメント 等 |

4- (2) 先導的役割を果たす

公共事業の実施においては、安全性、機能性及び経済性等とあわせて、景観は重要な要素の一つとし、良好な景観形成のための先導的な役割を果たすよう努める。

- ・公共事業において、率先して良好な景観形成を行うことで、民間施設や地域の生活環境における良好な景観形成の誘導、促進につながります。沿道等も含めた公共空間全体の質の向上を図るための先導的な取り組みも公共事業の重要な役割のひとつです。
- ・公共施設の目的である安全性、機能性、経済性等とあわせて、周辺景観との調和や機能美等による景観への配慮を、事業実施の際の原則のひとつとして位置づけ、美しさの形成を図っていく必要があります。
- ・美しい国づくり政策大綱(平成15年7月:国土交通省)においても、美しさの形成を、公共事業実施の際の原則の一つとする、基本的考え方が示されています。

◆美しい国づくり政策大綱

(平成15年7月 国土交通省)

前文には、「戦後、経済発展のため基盤づくりに邁進し、量的充足を追及する一方で、景観など質の面でおおそかな部分があったことを省み、これからの国土整備においては、国土を国民の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念の下、美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにした」という旨が記されています。

この基本的考え方のひとつに以下の「美しさの内部目的化」が示されています。

「美しさの形成を、公共事業や建築活動などの際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、それらの実施に際し抛るべき原則の一つ、原則として実施すべき要素の一つとして位置付けるなど、行政及び国民の活動の内部目的とする。」



沿道の商店がセットバックし植栽するなど、街路空間を生かした景観形成が図られている。
(佐賀市)



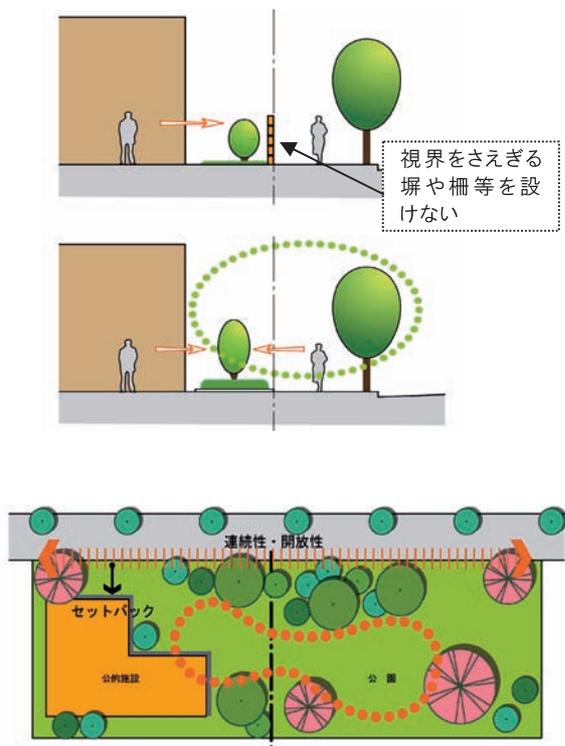
水路整備により、隣接した商店が水路に面したテラスを設けるなど、民間の景観形成の誘導につながっている。(佐賀市)

4-（3） 公共空間の連続性、一体性を図る

景観形成に関連する他の法令、各種計画を把握するとともに、他事業との十分な連携により公共空間が連続性、一体性を持つよう良好な景観形成に努める。

- ・景観を規制、誘導するには、景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の様々な法律や、市町の条例、各種計画などがあるため、これらを把握し、より効果的に景観形成を進めていく必要があります。
 - ・公共事業は、目的の異なる事業が、市町、県、国等の異なる事業主体により実施されています。事業区域など、目には見えない境界線で分断されることなく、連続性、一体性のある景観形成に取り組むことが重要です。
- また、住民による建築協定等、自発的な景観形成活動と連携すること等により、官民境界においてもできる限り連続性、一体性を確保するよう工夫することが重要です。

◆事業区域境界部の配慮による一体性の創出



- ・管理上支障のない範囲で敷地周囲の塀や柵等の設置を避け、周囲の道路と公園等が一体的に見渡せるよう、開放性を持たせる。

◆景観形成に関連する制度や施策

【法令等による地区規制等】

景観法、都市計画法、屋外広告物法
文化財保護法、自然公園法
地域における歴史的風致の維持及び向上に
関する法律(歴史まちづくり法)
世界遺産条約 等

【県における条例、計画等】

佐賀県美しい景観づくり条例
佐賀県屋外広告物条例
都市計画区域マスタープラン
佐賀県環境影響評価条例 等

【市町における条例、計画等】

総合計画、景観条例
市町村マスタープラン、地域住宅計画 等

【住民による協定】

景観協定、建築協定 等

◆建築協定の事例

街路事業に合わせ、中心市街地としての町並景観に統一感を創出するよう、沿道住民による建築協定が結ばれている。(小城市)



街路事業に合わせ、沿道住民による建築協定が結ばれ、景観形成が図られている。(鹿島市)

4-（4） 住民意見を把握する

事業の早い段階から地域住民、事業者及び市町の意見を反映するための必要な措置を講じ、地域住民の意識を高めるとともに、官民協働による良好な景観の形成に努める。

- ・公共事業の内容によっては、地域住民にとって慣れ親しんだ景観が変化するなど、地域の景観に大きな影響を与える可能性があります。説明会やワークショップ等により合意形成を図りつつ、事業に適切に反映するよう配慮することが重要です。
- ・合意形成には、パースや模型等視覚的な表現を用いることが有効です。シミュレーションの手法は、その特徴を踏まえ、対象に応じて適切に選択することが重要です。景観の予測や評価を行う場合は、意図的なデフォルメや日常ではあり得ない視点からの予測図は避けなくてはなりません。
- ・地域の自主的な景観づくり活動や維持管理活動を育成・支援することも重要です。



住民意見を把握することにより、地域住民に親しまれ、使いやすい施設整備につながる。

◆里親制度（アダプトプログラム）

住民、自治会等が地域の道路等、公共施設の里親となり清掃や植栽管理等を行う。行政は用具の貸与や傷害保険の負担等を行う。役割等の分担を明確にし、必要に応じて協定を取り交わす。adopt:「養子にする」

- ・県内市町での取組事例・・・さわやかマイタウン SAGA(佐賀市)、基山町アダプトプログラム 等



管理協定により、地域住民による道路の清掃活動が行われている。(佐賀市)

◆景観シミュレーションの主な手法と特徴

| | |
|--|--|
| <p>スケッチパース 図面では分かりにくい完成後の状況を想定した図。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自由な視点、自由な画角による描写や簡略化・強調が可能である等、作成目的や検討の熟度に合わせた表現の自由度がある。 ・作者の主観や技量でイメージが異なる場合がある。 |
| <p>コンピューターグラフィックス(CG) 3D-CAD等を使用して、土木構造物等の立体図を作成したもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・色の変更等、画面上での細かな検討が容易。当初の入力に時間、コストを要する。 ・周辺地形を入力すれば、様々な視点からのシミュレーションができる。 |
| <p>フォトモンタージュ 事業地周辺の写真に、施設の絵(CG、模型写真等)を合成したもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・背景に現実の写真を使うため、実際のイメージに近い景観の検討が可能。 ・視点の変更は難しい。CGを用いたものは、色彩等の検討は容易。 ・現状で写真撮影が可能な視点場からの予測に限定。 |
| <p>動画 CGデータを基に動画として発展させたもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能。 ・周辺土地利用が多様で、広範囲に多数の視点場・視対象を有する地域や道路走行時の連続的な景観の予測、新たな視点場が生じる場合の予測等に適する。 |
| <p>模型 3次元空間を縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大まかな視点の設定や位置の検討が容易。構造物の3次元的な形の収まりや、部分的な細部の検討、予測と評価を繰り返し行う場合に適する。 ・見る角度を変えることで、視点の変化は可能。アイレベルの景観を予測する場合は、ファイバースコープを用いた写真等により行う。 |

4- (5) 視点場からの見え方に配慮する

公共施設が視点場(見る場所)及び視対象(見られる対象)となる事に配慮し、眺望景観が良好なものとなるよう努める。特に道路、河川等については、移動によって連続して変化する景観の調和に配慮する。

・公共施設は、周囲の良好な景観を眺める場(視点場)としての役割を期待されるとともに、施設自体が周囲の環境とともに景観として眺められる対象(視対象)の一部ともなります。

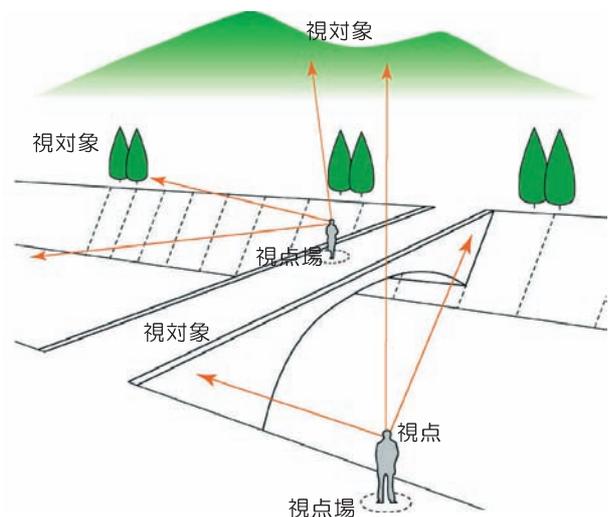
視点(眺める時の人の目の位置)と視対象の距離に応じた配慮が必要です。

・公共施設が視対象となる場合は、周辺景観の中で象徴的に浮かび上がる「図」となるのか、周辺景観に溶け込み、背景として認知される「地」となるのかを考慮する必要があります。

◆ 「図」と「地」

物の見え方に関する基本的概念の一つ。

「図」とは、全体の中で浮かび上がって見える部分を指し、「地」とは、その背景として認知される部分。



・特に良好な景観資源が眺めやすい場所については、心地よい視点場をとすることが望まれます。

・道路等の移動においては、視点の移動により変化する景観(シークエンス景観)が、見る人に期待感、楽しみ、心地よさを与えます。視点の移動速度や視線の方向に配慮することが重要です。

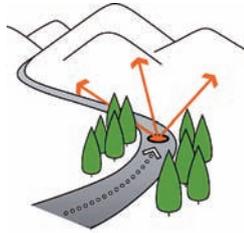
【参考】 景観の捉え方

◆内部景観と外部景観

当該施設(領域)の内側から見る場合と、外側から見る場合との双方に着目し、それぞれの景観を「内部景観」、「外部景観」として区別することがある。

「内部景観」

- ・道路の場合、内部景観は、道路自体(線形や附属物など道路空間自体)と、道路外の沿道建築物等や田畑、さらに遠景の山等で構成される。相互の調和が重要。
- ・事業地周辺にランドマークとなる山並み等がある場合は、線形を工夫し、良好な景観資源を取り込むことができる。



内部景観



外部景観

「外部景観」

- ・大規模な構造物や建築物、長大な法面等は、どこから、どのように見られるかに配慮し、周辺景観との調和が重要。

◆シーン景観とシーケンス景観

視点の動静に着目し、固定した視点から見られる透視図的な景観を「シーン景観」、視点の移動につれて連続して変化する景観を「シーケンス景観」という。

「シーン景観」

- ・公共施設は「眺望対象」、眺望対象前後の「阻害要因」、眺望対象の「視点場」となる場合があり、特に事業の初期段階の検討が重要。



シーン景観

「シーケンス景観」

- ・移動速度(車、歩行等)により、認識できるシーケンス景観が異なるため、移動速度に応じた連続性等の配慮が必要。移動速度がゆっくりであるほど、きめ細やかな配慮が必要。また、視点の移動する方向も移動手段によって異なり、自転車や歩行等では、その方向が多様となる。

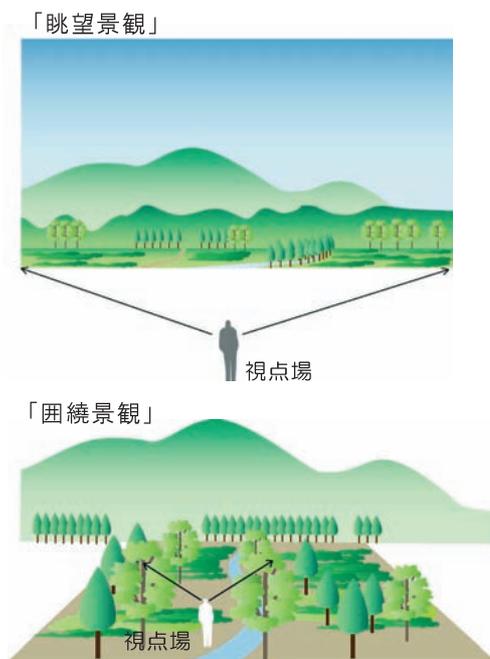


シーケンス景観

◆眺望景観と圍繞(いによう)景観

視覚を通じて認知される景観像を「眺望景観」ということに対し、身の回りの景観として認知される場として捉えることを「圍繞景観」という。

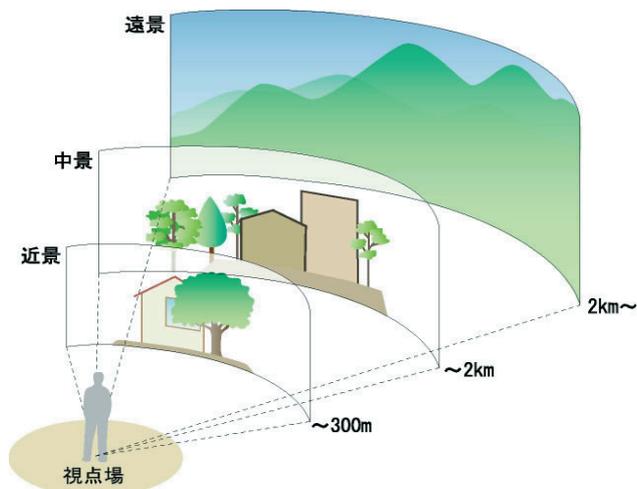
景観の保全には、特定の視点場から特定の景観資源を眺める「眺望景観」だけでなく、身近な身のまわりの景観(圍繞景観)の構成要素を全体として保全していくことが重要。環境アセスメントにおいては、景観項目に関して「眺望景観」と「圍繞景観」に区分して、影響評価を行うこととされている。



◆遠景・中景・近景

視対象の見え方を区別して、遠景・中景・近景に区別することができる。遠景・中景・近景の良好な関係性を創り出すことが、魅力的な景観形成の基本となる。

(距離的な区別ではなく、その景観の見え方の違いによる区別)



| 区分 | 距離のめやす等 | 設計時の景観配慮事項 |
|----|---|--|
| 遠景 | <ul style="list-style-type: none"> ・約2km以上離れた領域。 ・視対象と背景が一体となって見える。視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観。 ・樹木は、まとまりとして認識される。ヒトの存在は認識できない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・背景となる景観との調和。 ・施設の配置や規模、形態などが自然の地形や地域のシンボルを阻害しないよう配慮。 |
| 中景 | <ul style="list-style-type: none"> ・約300m~2kmの領域。 ・対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができる。視対象自体の形態や意匠、構成要素の配置等を理解できる景観。 ・個々の樹木や質感が認識できる。ヒトの存在が認識できる限界。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物等との調和。 ・町並みの連続性や、生態系への配慮。 |
| 近景 | <ul style="list-style-type: none"> ・約300m以内の領域。 ・視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができる景観。 ・樹木の葉・幹・枝振りなど樹木の特徴や葉の動きなどが認識できる。ヒトの活動が認識できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造物本体の形態意匠、素材、色彩等への配慮。 ・歩きやすさ、手触り等への配慮。 |

4-(6) 使いやすさを考慮する

誰もが安心、安全、快適に利用できるよう、利用者の動線や目線、スケール感[※]を考慮した施設の整備に努める。

・人が安心、安全、快適に利用する姿も景観構成要素の一つです。利用者の動線や目線、利用者が感じる大きさ等を考慮するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン[※]に配慮した施設とすることが重要です。

◆ユニバーサルデザイン関係法令等

- ・佐賀県福祉のまちづくり条例
⇒さがユニバーサルデザインラボ <http://www.saga-ud.jp>
- ・ユニバーサルデザイン政策大綱(国土交通省)
- ・バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)(国土交通省)
⇒国土交通省 HP
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>
関連する各種ガイドライン示されている。

・大規模な施設であっても、休憩施設や親水空間、歩行空間等の人が利用する空間においては、緑化や高層部の壁面後退など、利用者への圧迫感の軽減を図れるようなヒューマンスケール[※]に配慮したデザインを取り入れることが重要です。

※スケール

実際の大きさではなく、対象の大きさを周辺との関係で論じる場合に用いられる相対的な大きさの概念。

同一の大きさの物でも、それが設置される場所の周囲にあるものや空間との関係によって異なったスケールとなる。

※ユニバーサルデザイン

製品、建物、空間、環境等を、様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えてデザインするという概念。男性や女性、子どもやお年寄り、身体に障害をもった人、日本語が分からない人など、できる限り多くの人に使いやすいよう考えてつくこと。景観的には、経路やサインが容易に認識できるよう見通しの確保や、色覚障害者を考慮した色彩の選択などに配慮することもユニバーサルデザインの一つといえる。

※ヒューマンスケール

人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模や物の大きさ。例えば、庭木や垣根に囲まれた緑豊かな低層の住宅地や路地空間などは、親しみやすいヒューマンスケールの景観といえる。

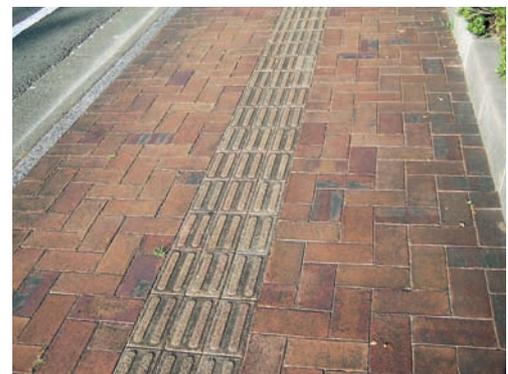


人が利用する姿も景観を構成する重要な要素である。



スラローム(曲線による車道の蛇行)により車の速度を抑制し、歩行者が安全に利用しやすいよう工夫されている。(佐賀市)

× 配慮が望まれる事例



誘導ブロックと舗装材が同系色のため、視覚障害者にとって見分けにくい。

4-（7）時間の経過を考慮する

時間の経過や維持管理のしやすさに配慮した整備を行うとともに、構想、計画、設計段階において定められた景観形成の意図を維持管理段階まで継承するよう努める。

- ・公共施設は、長い年月にわたり使われていく中で醸成され、地域の景観に風格をもたらす一方、汚れや破損により景観の阻害要因ともなります。
一時の流行にとらわれないデザインの普遍性やエイジング[※]効果（材料の変化、樹木の成長）の考慮、維持管理のしやすさ、ライフサイクルコスト[※]等を考慮し、長期使用を想定した施設整備への工夫が必要です。
- ・当初の構想、計画の意図の把握に努め、公共空間の景観形成の一貫性を確保することがより良い景観の維持につながります。適切な維持管理体制のもと、計画的な管理、修繕を行うことが重要です。
また、事業の各段階において、周囲の景観への影響や、当初計画との整合等を考慮しながら、より良い景観となるよう計画を見直すことも必要です。

× 配慮が望まれる事例



設計当初のデザインの継承、またはよりよい改善が望まれる。

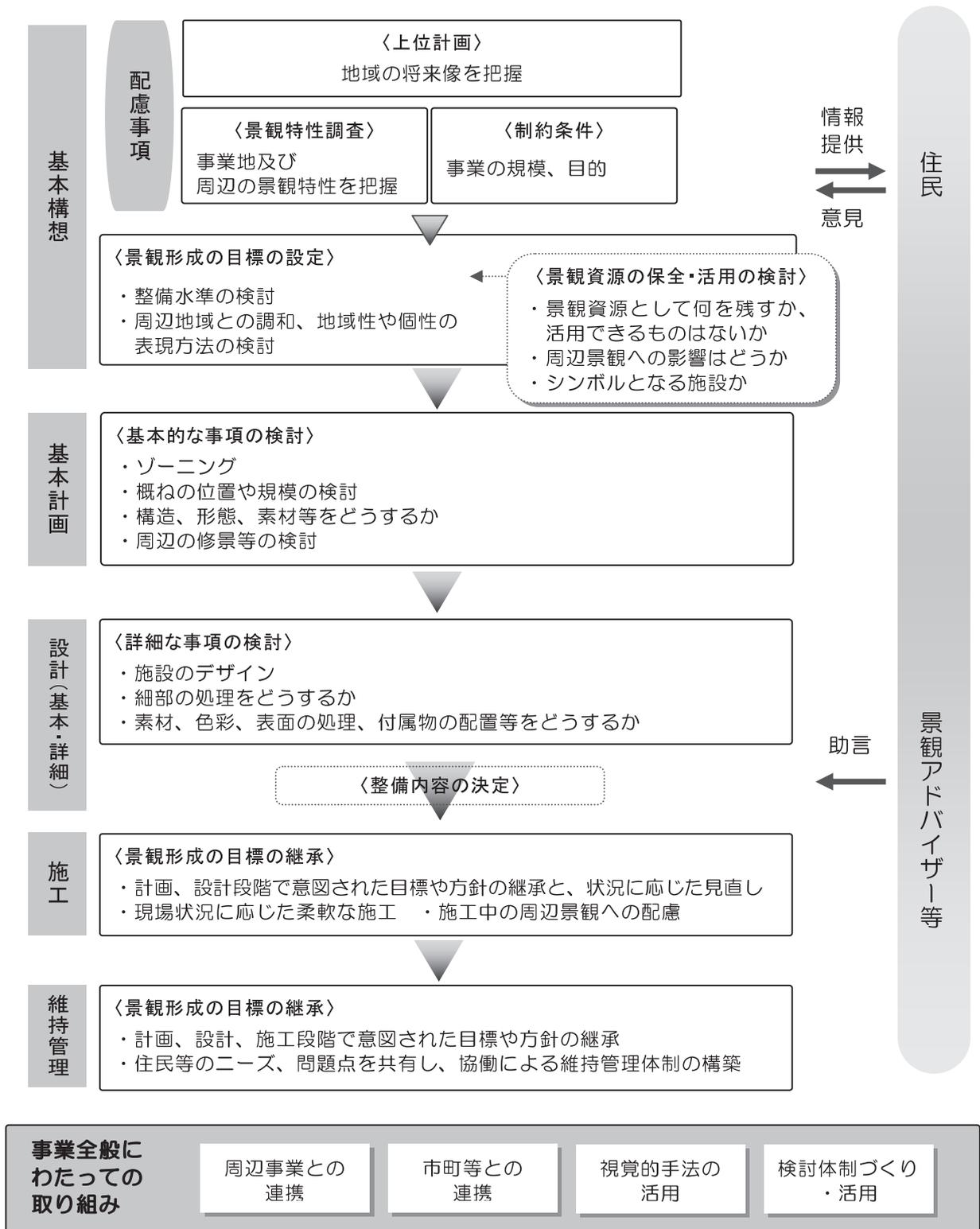
※エイジング

年月を経て備わる風格や味わい

※ライフサイクルコスト

設計・建設・維持管理・解体までトータルでかかる費用
（生涯費用）

【参考】 景観形成に関する整備内容の検討フローの例



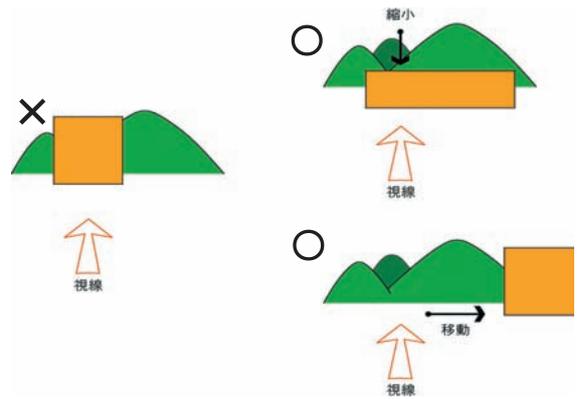
5. 共通指針

5-1 基本的事項

5-1-① 位置及び規模

1. 地域のランドマークやスカイライン等を阻害しないよう、視点場からの眺望に配慮する。

・主な視点場から背景となる自然の山並みなどへの眺望を阻害しないよう、また、より眺望しやすいよう施設の位置や高さ、規模について十分な配慮が必要です。



・地域のランドマークとなっている山や歴史的建造物等を眺めやすい位置とすることにより、地域の個性ある印象的な景観を創出することができます。

◆山アテ、ヴィスタ・アイストップ

「山アテ」

印象的な山や天守閣に向けて街路軸をあわせることで特徴的な景観を演出する日本の伝統的な手法。

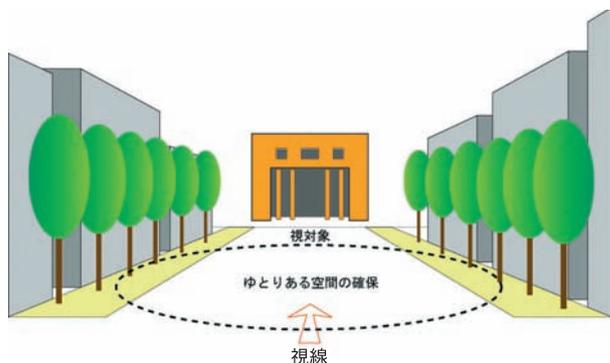
また沿岸地域では、漁民や航海者が目印となる山との視覚的關係から自己の位置を確認する方法であった。

地域性を保持する景観手法のひとつとして有効である。

「ヴィスタ・アイストップ」

道路軸線上等のアイストップでは、道路上の視点場からの視線が集中することから景観上重要な場所となる。こうした視点場からの視線を一定方向に向けることで、その地域や場所のランドマークを効果的に見せる「ヴィスタ」が景観設計の手法として挙げられる。

ゆとりある空間により見通しを確保するほか、高木並木によっても、ランドマーク性の演出が可能である。



特徴的な姿の山が通りの先に見えることにより、地域性が演出されている。(伊万里市)



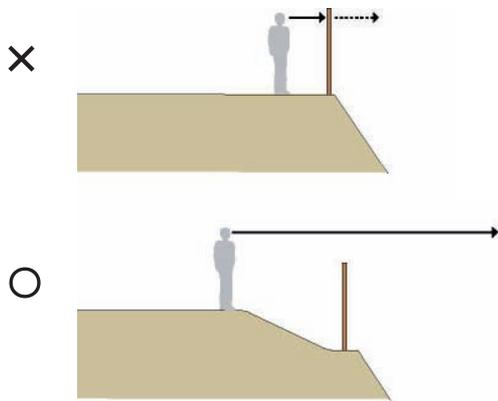
ゆとりある道路計画や並木により、建築物を効果的に見せている。(佐賀市)

5-1-1 ① 位置及び規模

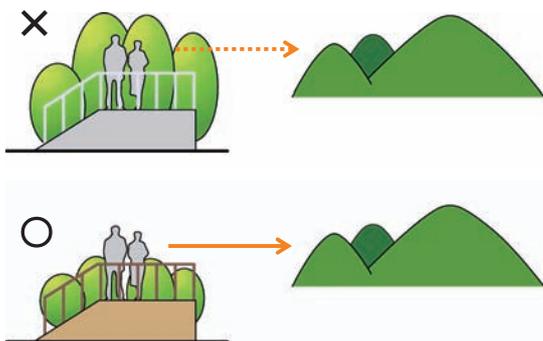
2. 山、海、川等の自然や、田園、まちなみ等の眺望を楽しむことができる場を設けるよう工夫する。

・美しい景観があっても、眺望を楽しむ場がなかったり、眺める場が整備されていないと、人は良い景観として感じる事ができません。

視点近くの阻害要因を排除し、人が滞在し、眺望を楽しむための場を確保する等、居心地の良い視点場となるよう工夫することが重要です。



・防護柵の位置の工夫等により、眺望しやすくする。



・自然景観の中にある展望施設は、自然素材等や低彩度、低明度の色彩の採用等により、周辺景観と調和させる。また、良好な眺望を維持するための管理も重要である。

・地域の景観資源をより良く見せる新たな視点場の創出や、既存の視点場をより眺めやすく、居心地良くすることにより、地域の魅力向上につながります。



転落防護壁の位置を下げることで、防護壁の機能を確保しつつ、海が眺望しやすくし、テラスやベンチの設置により居心地を良くしている。

× 配慮が望まれる事例



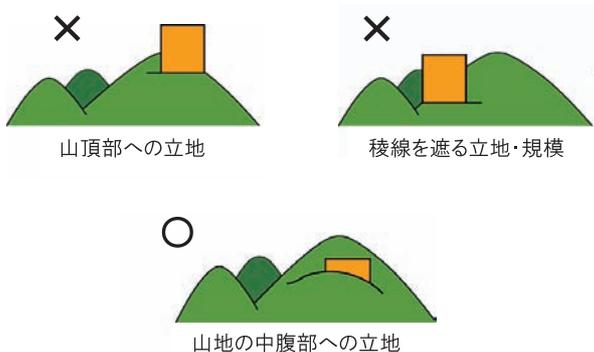
眺望を楽しむ場所が、維持管理がなされず良い景観が生かされていない。

| |
|--------------|
| 5-1 基本的事項 |
| ①位置 ・規模 |
| ②形態 ・意匠 |
| ③素材 |
| ④色彩 |

5-1-1 ① 位置及び規模

3. 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、自然やまちなみの連続性を遮断しないよう努める。

・事業地の選定にあたっては、やむを得ない場合を除き、地形の改変を最小限にとどめることが重要です。
山頂や丘陵地の頂部等の選定を避けることにより、稜線を保全し連続性を保つことができます。

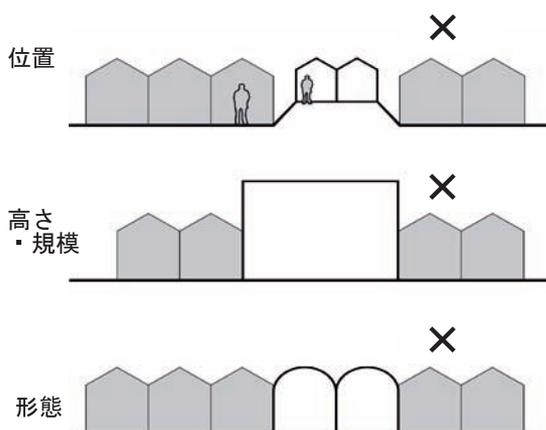


X 配慮が望まれる事例



稜線を遮らない位置の検討が望まれる。

・歴史的な街並み等は、施設の位置、規模等に共通する規則性を持つことで景観の秩序を保っています。このような連続性を分断することのないよう、規則性を尊重した位置や規模とすることが重要です。



・周囲の歴史的な街並みの有する秩序ある景観を尊重する。



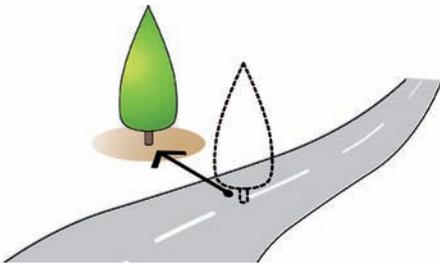
ポケットパークの入口を、歴史的な街並みの連続性を保つ位置・規模としている。(鹿島市)

5-1-① 位置及び規模

4. 良好な景観を形成している樹木や緑地、歴史的建造物等の景観資源を保存、活用するよう努める。

・地域住民に親しまれている樹木や樹林、歴史的な価値のある土木構造物(橋梁、水路、砂防施設等)や建築物、旧街道等は、その土地固有の原風景を伝えるものとして、できる限り保存、活用に努め、良好な景観の創出につなげることが重要です。

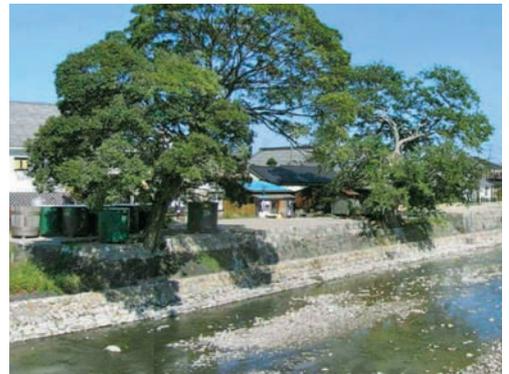
・現地での保存が難しい場合は、良好な状態を保って移植や移設を検討する必要があります。



・既存樹木の保存は、良好な周辺環境も一体的に保存するよう検討する。



歴史的建造物を保存、活用することにより、土地固有の景観を創出している。(佐賀市)



樹木を残すことにより、土地固有の原風景を継承している。(鹿島市)



樹木を残すことにより、土地固有の原風景を継承している。(神崎市)

5-1 基本的事項

①位置
・規模②形態
・意匠

③素材

④色彩

5-1-② 形態及び意匠

1. 違和感や圧迫感のある形態、意匠は避け、機能に根ざした合理的で必然性のあるシンプルな形態を基本とし、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・歴史的な街並みや自然景観、農山漁村地域等がもつ、調和と連続性を分断する形態を避け、周辺の景観に調和した形態、意匠とすることが重要です。
- ・地域の特産物をかたどるなどの直接的な模倣や、表面的な装飾は、違和感を与えるため極力避けなくてはなりません。地域固有の形態・意匠をモチーフとして採用する場合は、デザインの洗練が必要です。
- ・機能美とは、施設に要求される性能に対して、機能的に明確な形状であり、それらが美しさをつくり出していることです。時間の経過に耐えられないような過度な装飾を避け、素材の特性を踏まえ、シンプルで分かりやすい構造、形態を基本とすることが基本的な考え方と言えます。

× 配慮が望まれる事例



安易な図画やデザインは自然景観の中で違和感を与え、飽きられることが多いため、極力避ける。(シミュレーション)



木製トラス構造の橋梁が美しさをつくり出している。(神崎市)



シンプルなデザインで、周辺の景観と調和している。公共建築百選にも選ばれている。(有田町)

5-1-② 形態及び意匠

2. 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、地域にふさわしい優れた形態、意匠となるよう慎重に検討する。

- ・景観上重要な施設を計画する場合等には、地域の地形、素材等の景観資源を生かし、優れた形態・意匠となるよう、専門家や地域住民の意見などを反映させながら慎重に検討することが重要です。
- ・当該施設だけでなく、関連する施設がある場合等には、それらとの統一性に配慮した一体的な検討が必要です。



自然景観を生かし、ランドマークとしての機能を果している。(唐津市)

◆専門家の意見を反映する仕組み

唐津港では、「唐津みなとまちづくり懇話会」において、官民一体となってみなとまちづくりが考えられている。さらにその専門的下部組織である「唐津みなとまちづくりデザイン専門家会議」では、個々のプロジェクトについて、調和のとれた唐津港にふさわしいデザインが検討される等、景観への配慮が図られている。



デザイン専門家会議の提案を受けて整備された東港フェリーふ頭及びターミナルビル(唐津市)

5-1-③ 素材

1. 周辺の景観に調和した素材を使用するとともに、自然素材又は伝統的素材など地場産材が使用できる場合には、積極的に活用するよう努める。

- ・素材の持つ特徴を踏まえた上で、景観に与える影響に配慮し、周辺の景観と調和させることが重要です。
- ・土、木、石、レンガなど地域固有の自然素材や伝統的素材がある場合には、機能性、耐久性等の検証を行なった上で、積極的に活用することにより、地域のまとまりある景観の創出につながります。
- ・歴史的建造物が近接する場所では、そこで使われている伝統的素材や地場産材などをその一部に使用したり、周囲に溶け込む素材を使うことにより、既存の歴史的建造物との調和を図ることができます。伝統的素材と金属やガラスなどの現代的素材を対比させ、歴史的建造物を引き立てながら調和を図る手法もありますが、違和感を与えないよう特に慎重な検討が必要です。
- ・自然景観の地域等では、外観に反射性の高い素材を使用した構造物が存在すると、周辺から浮いた印象を与えます。できる限り光沢を抑えた周辺景観に溶け込む素材を使用し、やむを得ず使用する場合は、広範囲に使用せず、表面処理により反射性を抑える等の工夫が必要です。



遊歩道の防護柵に天然木を使用することにより、自然景観と調和している。(佐賀市)



塀の素材に、地場の産業である焼き物の窯のレンガ(トンバイ)を利用し、個性ある景観を形成している。(有田町)

◆配慮が必要な事例と改善例 (シミュレーション)



×
光沢があり自然景観から浮いた印象を与えている。



○
反射性の低い素材を使うことにより、周辺の景観と調和させている。



残置式小径丸太型枠で県産木材を使用し、周囲を緑化することで、自然景観と調和している。(武雄市)

5-1-③ 素材

2. 耐久性があり、維持管理が容易で経年変化により風格の増す素材の活用に努める。

- ・公共施設に使用する素材は、耐久性、耐候性、退色性が高く、汚れが目立ちにくい素材(石材、レンガ、鉄など)や、時間の経過につれて味わい^{*}の出る素材(石材、硬質の木材、レンガなど)を選択することにより、景観上の質が維持できます。エイジング^{*}効果を期待した素材を適切に使用することが重要です。
- ・特に汚れやすい場所、人が接近する場所については、汚れがつきにくく、汚れても雨により自然に洗浄される等、メンテナンスのしやすさを考慮した素材を選択する必要があります。
- ・硬質の木材等はエイジング効果が期待でき、あたたかみがあるため、人が触れる場所等での利用で有効ですが、適切なメンテナンスが必要です。
- ・コンクリートについても、水処理や目地のデザインなど、表面処理や細部意匠の検討により、エイジング効果の演出に配慮することができます。



石材を使用し、年月を重ねるごとに風格を増している。(有田町)



座る部分のみ木材利用したベンチや石材を効果的に使用し、あたたかみのある空間となっている。(鹿島市)

※エイジング

年月を経て備わる風格や味わい

◆素材の種類と特徴

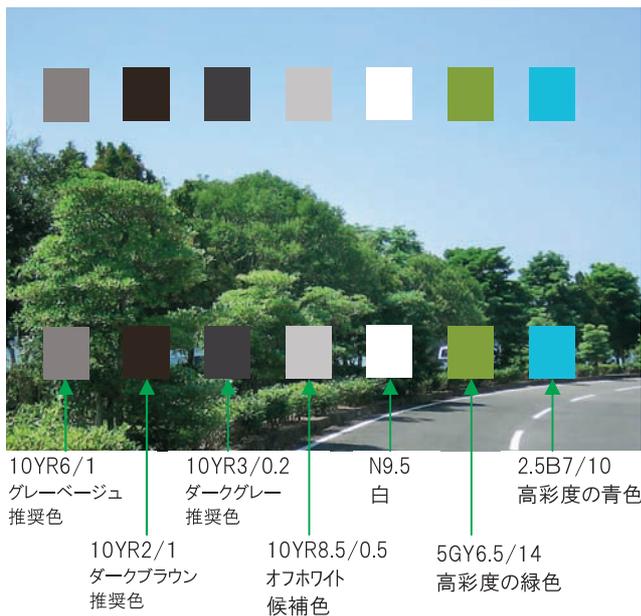
| | 長所 | 短所 | 使用イメージ |
|--------|---|---|---|
| 木材 | 加工しやすい。 自然景観と調和しやすい。 独特のあたたかさがある。 | 汚れ、退色、腐れ、反り、割れなど、比較的維持管理が難しい。 |  |
| 石材 | 耐久性、不燃性がある。 磨耗が少なく、仕上げ材として適する。 自然景観と調和しやすい。 独特の色調があり、高級感がある。 | 価格は高い。 加工が難しい。 |  |
| レンガ | 耐火性、耐久性、耐水性がある。 自然景観と調和しやすい。 吸水率が低く、強度もあり外壁や路面に使用される。 | 地震に弱く、構造部では使用しにくいことから、使用範囲が限定される。 |  |
| 瓦 | 自然環境に調和しやすい。 耐久性、耐火性、断熱性がある。 伝統的素材であり、美観よく仕上げることができる。 部分的に、修復交換しやすい。 | 使用範囲が限定される。 |  |
| 金属 | 加工により極小材から長大材まで種類が多い。 加工や接合しやすい。 耐久性がある。 シャープさ、モダンさを感じさせる。 | 自然景観になじみにくい。 あたたかみが少ない。 錆などの変化が起こりやすいものは防食加工を必要とする。 自由にデザインできるが、特注品はコストがかかる。 |  |
| タイル | 色落ち、劣化が少なく、汎用性が高いものは維持管理が容易。 種類が豊富で変化に富む。 | 車両の乗り入れ部など、負荷がかかる所には不向きなど、使用範囲が限定される。 |  |
| ガラス | シャープさ、モダンさを感じさせる。 小型のものは、大量生産で均一で安価にできる。 多彩な色調ができる。 | 大型のものや特殊なものは高価となる。 曲げ強度、引張強度、熱応力が弱く割れやすい。 自然景観になじみにくい。 あたたかみが少ない。 |  |
| コンクリート | 耐久性、耐火性、耐候性に優れ、維持・管理も比較的手間がかからない。 形状・寸法を比較的自由に選択することができる。 | 乾燥下で収縮することにより、ひび割れを生じやすい。 表面処理の仕方によっては、汚れがつきやすい。 |  |

5-1-④ 色彩

1. 公共施設の基調となる色については、高彩度を避け、四季を通じて周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とするよう努める。

- ・周辺の自然や街並みと著しく異なる色彩を使用すると、周辺から浮いて見え、良好な景観を損ないます。
できる限り素材そのものの色彩を活かすほか、低明度、低彩度の色彩を基調とし、周辺景観と色相、明度や彩度を統一、または類似させることによって、施設の特性を考慮しながら、違和感のない色彩とすることが重要です。
- ・表面の状態や見る角度によっても、色の見え方が変わるため、明度の高いコンクリート等も、表面処理の工夫により明度がさがり、周辺景観になじみやすくすることができます。
- ・周囲がやわらかく明るい色彩の場合等には、暗くこげ茶色等の濃い色は、目立ちすぎることがあります。また、空や森を意識した彩度の高い青色や緑色の色彩も違和感を与えることが多いため配慮が必要です。

◆自然景観を背景とした色彩の見え方



- ※ 推奨色、候補色は、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省)」で示されている色彩です。
- ※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



落ち着いた色の屋根、外壁を自然素材とすることにより、自然景観と調和している。(佐賀市)



遊具施設を落ち着いた色彩とすることにより、自然景観と調和している。(神崎市・吉野ヶ里町)



茶系の色彩とすることにより、自然景観と調和し、圧迫感が軽減されている。(福岡市)

5-1-④ 色彩

2. 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、シミュレーション等により周辺の景観に与える影響について慎重に検討する。

- ・大規模な橋梁や建築物などの公共施設を地域のシンボルとして設計する場合や、周辺景観と対比する色彩を用いて際立たせる場合には、周辺景観に与える影響が大きいので、シミュレーション等によって専門家等の意見を聞きながら慎重に検討することが重要です。
- ・アクセント色の使用により、適度な変化やリズムが生まれ、賑わいのある景観の演出につながります。使用にあたっては、範囲や色、その効果等についての十分な検討が必要です。

◆公共事業の色彩計画の基本的な視点

| 視点 | 内容・主旨 |
|---------|---|
| 普遍性への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・一過性の流行にとらわれない ・色彩計画の過程と根拠を明らかにし、その主旨が維持管理段階まで継承されるようにする |
| 公共性への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・色彩計画の考え方を明らかにし、説明責任を果たす ・住民参加の機会を設ける |
| 総合性への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の位置づけと地域の関わりを総合的に考える ・対象施設本体と周辺景観との関係を考える ・行政内部での協力・連携の体制をつくる ・専門家等のアドバイスを受ける |

◆色彩のシミュレーション



1:シンボル性の演出
対比する色彩とすることで、自然景観の中でシンボル性が演出される。



2:周囲との調和
彩度を下げることで、自然景観との調和が図られる。



地域のシンボルとなっている橋梁。(佐賀市)

【参考】色彩について

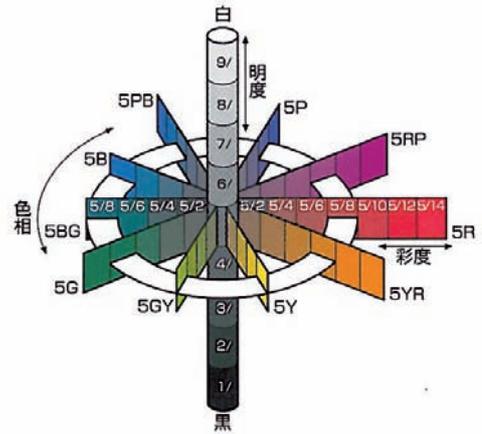
◆マンセルシステム

色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する方法で、日本では、JIS Z 8721(三属性による色の表示方法)として規格化されている。「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって一つの色彩を表す。

ゴアール ヨン ノ ジュウヨン
5R 4 / 14
(色相)(明度) (彩度)



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



＜マンセル表色系の仕組み＞

「色相」

色味の違いを色相として表す。色相は、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10の色相の頭文字と、その変化を表す0から10までの数字を組み合わせる。

「明度」

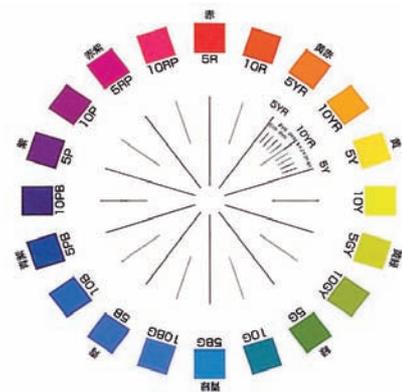
色彩の明るさの度合いを明度として表す。

0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数値が大きくなる。無彩色は、N5.5などのように最初にニュートラルの意味を表すNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表す。

「彩度」

色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表す。

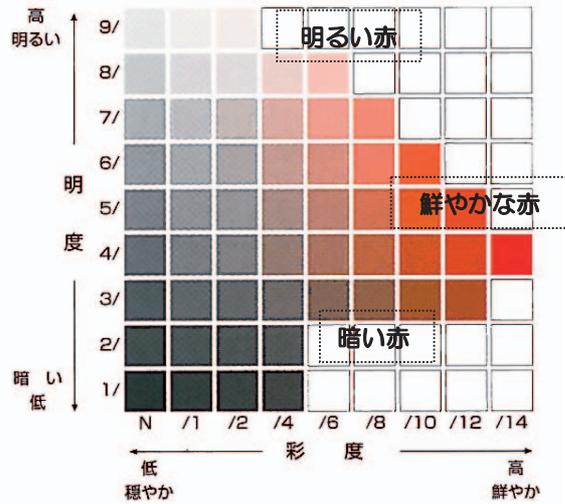
鮮やかな色彩ほど数値が大きくなるが、最大の数値は色相によって異なる。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色の彩度は0となる。



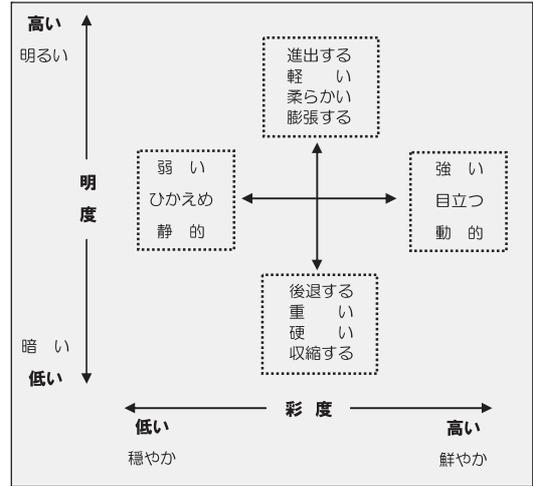
＜マンセル色相環＞

◆ トーン

色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせた色の濃淡、明暗、強弱等などの色の調子を示すトーン図は、縦軸に明度を示し、上が「明るい」、下が「暗い」となる。横軸は、彩度を表示し、無彩色から右方向に彩度が高くなる。



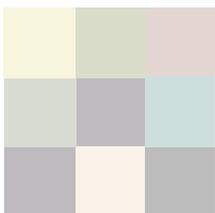
<色相とトーン>



<トーンと色彩のイメージ>

◆ 色彩調和の三つの型

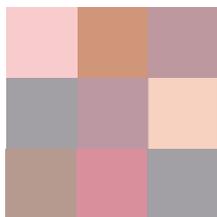
「類似色調和型」:よく似た色を使った配色



グレーやブラウン系といった類似の色彩でそろえる配色。
まとまった統一感のある配色となるが、単調になる恐れもある。

例) 色相:2.5YR~5G 明度:7~9 彩度:0.5~2

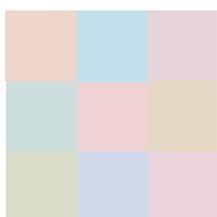
「色相調和型」:色相をそろえトーンに変化をつけた配色



一つの色相または、類似の色相をつかいトーンに変化をもたせる配色。
木や土を建材として使用していた日本の伝統的なまちなみは、YR(黄赤)系を中心とした色相調和型が多い。

例) 色相:2.5R~5YR 明度:自由 彩度:0.5~6

「トーン調和型」:トーンをそろえ色相に変化をつけた配色



一つのトーンまたは類似のトーンで色相を変化させる配色。
日本の伝統的なまちなみではほとんどないが、穏やかなトーンでそろえ、色相に変化をもたせると、落ち着いた中にも華やかさのあるまちなみとすることができる。

例) 色相:自由 明度:8以上 彩度:0.5~2

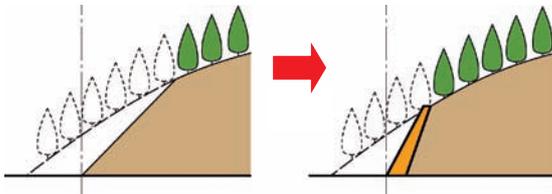
- ①位置・規模
- ②形態・意匠
- ③素材
- ④色彩

5-2 要素別事項

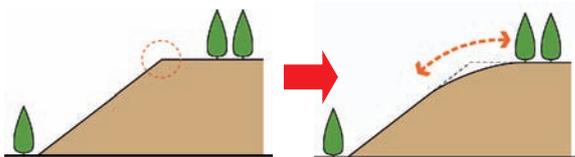
5-2-① 法面

1. 現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。

- ・切土や盛土による大規模な法面は、周囲の植生を分断し、景観を阻害する要因ともなります。施設の位置や、擁壁との組合せ等の工夫により、できる限り法面の発生する面積を抑え、現況の地形を大きく改変させないことが重要です。
- ・法面を緩やかに整備することにより、空間に開放感を持たせるほか、ラウンディングを行うことで周辺の地形と滑らかに連続させる等により、圧迫感を軽減する工夫が必要です。



- ・施設の位置や擁壁との組み合わせなど工夫を工夫することにより大規模な法面の発生を抑える。



- ・周辺の地形とのなじみを良くするため、法肩等を丸みのある形状に仕上げる。(ラウンディング)

× 配慮が望まれる事例



大規模な法面が自然景観、植生を大きく分断している。



緩やかな法面と自然石の擁壁の組み合わせにより圧迫感が軽減されている。(唐津市)

5-2-① 法面

2. 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる法面の覆工については、緑化による修景など周辺の景観と調和するよう努める。

- ・やむを得ず発生する大規模な法面については、周辺の在来種に配慮した緑化を行うことにより、自然景観の分断を避け、生態系の連続性を保つ等、できる限り改変した箇所の復元に努めることが重要です。

◆在来種による緑化の留意点

法面緑化の外来種の弊害としては、繁殖力が在来種と比べて強い場合、地域固有の植生を排除してしまい、周辺の生態系のバランスを壊す恐れがある。それにより、生物の多様性の低下などの影響を与えることが指摘されている。

在来種による法面緑化については、周辺の植生の調査等を行う必要がある。また、在来種の種子は、外来種の種子と比較して長期間の保存が困難なことから、工程の中に、種子を準備する期間を確保する必要がある。



法枠工の枠内を緑化することにより、圧迫感が軽減され、周辺景観と調和している。(みやき町)



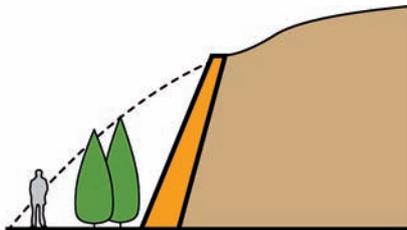
法枠等が目立たないような工法の活用と緑化により、周辺景観と調和している。(大分県蒲江町)



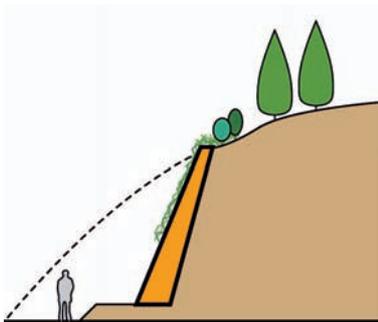
5-2-② 擁壁

長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる擁壁については、形態、意匠等の工夫や緑化による修景等により圧迫感を軽減させ、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・大規模な擁壁は圧迫感や違和感を与えやすいため、できる限り生じさせないことが大切ですが、やむを得ず生じる場合は、安全性や機能性の確保に支障のない範囲で、段状に分割するほか、輝度を落とす等の表面処理の工夫、緑化等により、視覚的に圧迫感を軽減する工夫が必要です。



- ・擁壁の前面に空間がある場合は、植栽により壁面を部分的に隠す。



- ・つる性植物や擁壁上部の植栽により修景する。

◆擁壁工法の特徴の例

| 工法 | 特徴 |
|------------|---|
| コンクリート擁壁工法 | 表面が平滑な場合は、明度が高く仕上げが単調となりやすい。凹凸の表面仕上げ等により、改善できる。 |
| ブロック積工法 | 凹凸の表面仕上げ等により、単調さの軽減が図れる。 |
| 石積工法 | 時間の経過とともに、周辺景観となじむ。 |



擁壁を段上とし、緑化することにより、圧迫感が軽減されている。(みやき町)



陰影をつけた表面処理により、圧迫感が軽減されている。(神崎市)

◆表面処理の工夫の留意点

× 配慮が望まれる事例



石の形態を模した型枠によるコンクリート擁壁が、伝統的な石垣(手前)と調和していない。

圧迫感の軽減や周辺との調和を図るための石の形態を模した擁壁等は、逆に不自然さや違和感を与えることもあるため、色彩・素材感等への配慮が必要である。

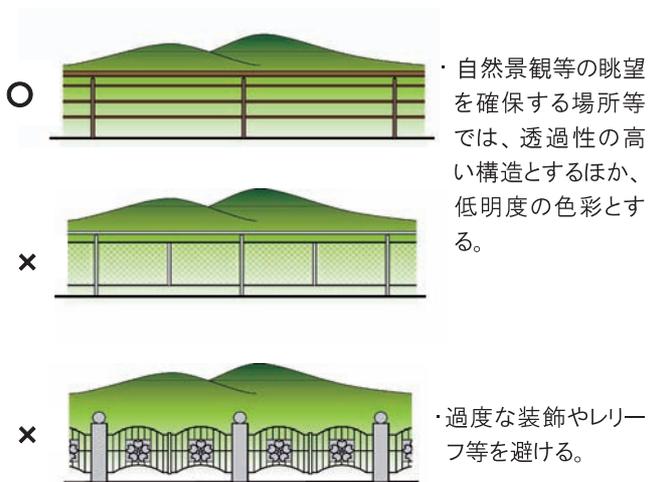
5-2-③ 防護柵

位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・防護柵は、安全を確保するために必要ですが、景観上は好ましくないため、新設時に道路構造等の検討や、縁石、駒止め、植樹帯などの代替も含め、安全性を確保した上で、設置の必要性を十分に検討することが重要です。
- ・目立ちすぎる色彩や、地域特性の過度な装飾は、景観を阻害する要因ともなります。周辺の景観に調和するシンプルな形状・色彩を基本とし、周辺景観への見通しや他の附属施設等との統一性に配慮する必要があります。また、歩行者が接近する場所では安全性等への配慮も必要です。



防護柵の代替機能となる緑地帯により、良好な景観と安全性を確保している。(唐津市)



防護柵を低明度の色彩、シンプルなデザインとし、眺望の阻害とならないよう配慮されている。(熊本市)

× 配慮が望まれる事例



過度な地域性の表現のため、防護柵が目立っている。

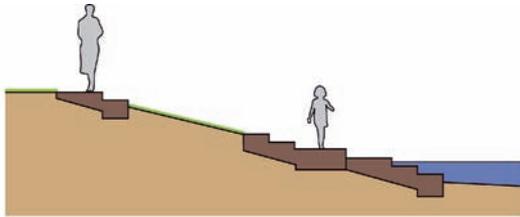
- ①法面
- ②擁壁
- ③防護柵
- ④護岸
- ⑤緑化
- ⑥標識、公共広告物
- ⑦照明施設
- ⑧舗装
- ⑨占用工作物等

5-2-④ 護岸

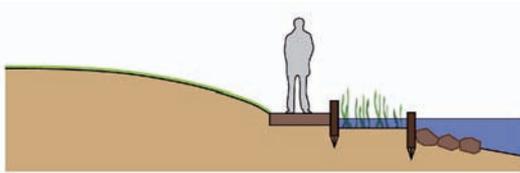
周辺の景観との調和や自然環境の保全に配慮し、場所の特性に応じて親水空間を確保するよう努める。

- ・周辺の景観との調和や水辺の動植物の生態環境へ配慮し、場所の特性に応じて親水空間を確保することにより、水辺での散策や休息など人々の活動の場や、良好な視点場の創出につながります。

水域と陸域を違和感なく結びつけるよう、水辺に近づきやすく、水面を眺望しやすい形態とすることが重要です。



- ・人が容易に水辺に近づきやすいよう、護岸をゆるやかな勾配や階段状の構造とする。



- ・根固めや護岸下部に平場を設け、眺望や憩いの場として利用できるようにする。
- ・人が水辺に親しみやすいよう、自然石の使用や水辺に触れることのできる入り江を設ける。

- ・護岸等への過度な装飾は、自然景観になじみにくいため避け、本来の景観の主役である水の流れや存在を引き立たせるよう、周辺を整備することが重要です。



緩勾配護岸とし、植生への配慮及び周辺景観との調和を図っている。(吉野ヶ里町)



水際に近づきやすくし、周辺を憩いの場として一体的に整備している。(多久市)

| |
|------------|
| ① 法面 |
| ② 擁壁 |
| ③ 防護柵 |
| ④ 護岸 |
| ⑤ 緑化 |
| ⑥ 標識、公共広告物 |
| ⑦ 照明施設 |
| ⑧ 舗装 |
| ⑨ 占用工作物等 |

5-2-⑤ 緑化

緑化による多様な機能を把握したうえで、生育に十分な基盤を整備し、地域の植生及び周辺の景観と調和した樹木の選定、配置を行なうとともに、適切な維持管理に努める。

・緑化の多様な機能を十分把握したうえで、機能が効果的に発揮できるよう、樹木等の生長を見越した計画とすることが重要です。

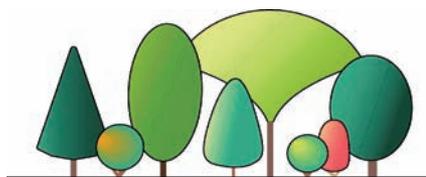
事業地の条件によっては、生育に障害がでたり、枯死したりして景観を悪化させることがあるため、周辺の景観、生育条件に応じた樹種を選定し、生育に十分な基盤を整備するとともに、適切な維持管理を行うことが重要です。

◆植栽の機能や景観的効果

- ・防災(防風、延焼防止、防潮、砂防等)
- ・修景(人工的要素に対する遮蔽等)
- ・環境の維持、改善(生物の生息環境保全、大気浄化、気温調整)
- ・地域性の表現
- ・緑陰の確保
- ・景観の演出(街並みのアクセント、印象的な景観の演出等)
- ・空間区分の表現(視線誘導、ランドマーク等) 等

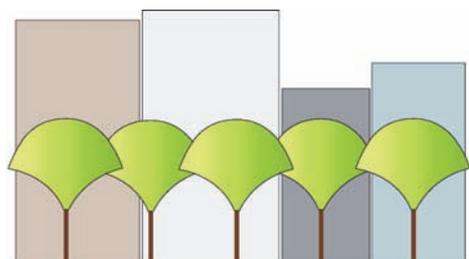
◆植栽の形式

- ・ランダム植栽



・高さや枝張りが異なる樹木や地域性を表現する樹種を組み合わせる等により、四季の変化を強調できる。

- ・列植



・均一な形状寸法の高木の列植は目抜き通りなどの都市景観とよく調和し、整然とした景観となる。



建物周辺の緑化により、大規模な壁面の圧迫感が軽減されている。(佐賀市)



様々な樹種をランダムに配置することで四季の景観の変化を演出している。(佐賀市)



整然とした並木が都市景観と調和し、視線誘導の効果ももたらしている。(佐賀市)

・「緑の県土づくり方針」(平成19年3月:佐賀県森林整備課)では、生態系の保全等の観点から佐賀県産広葉樹の苗木植栽による緑化を推進し、場所に適した樹種等が示されています。

◆場所に適した佐賀県産の樹種
(緑の県土づくり方針 平成19年3月)

| 場 所 | 樹 種 |
|-----------------------------|---|
| 都市公園、 農村公園 | ヤマボウシ、ケヤキ、イチヨウ、ヤマザクラ、コブシ、イロハモミジ、クスノキ、スダジイ、アラカシ、サザンカ、ヤブツバキ等 |
| 道路 | ケヤキ、イチヨウ、クスノキ、ヤマモモ、ホルトノキ、ヤマザクラ、アラカシ等 |
| 学校 | クヌギ、アラカシ、スダジイ、クロガネモチ、イチヨウ、クスノキ、センダン、クロマツ、カキ、クリ、グミ、モモ、サクランボ等 |
| 公営住宅 | ヤマボウシ、ケヤキ、ヤマザクラ、イロハモミジ、スダジイ、アラカシ、クロマツ、ゴンズイ、ガマズミ、クチナシ等 |
| 公共庁舎等 | ケヤキ、イロハモミジ、ヤマボウシ、ヤマザクラ、タムシバ、クスノキ、スダジイ等 |
| 農地周辺(ク ーク沿い、田畑 の防風林等) | ヤナギ、センダン、エノキ、ナンキンハゼ、ネムノキ、エゴノキ、クロガネモチ、クチナシ、クロマツ等 |
| 河川、ため池 | ヤナギ、センダン、クワ、ヤマザクラ、ムクノキ、エノキ、ヤマハゼ、アラカシ、クロマツ等 |
| 海岸、港湾 及び漁港 | マテバシイ、トベラ、アラカシ、シャリンバイ、ヤブツバキ、タブノキ、ホルトノキ、クロマツ等 |



駐車場の緑化により、日光の照り返しを抑えるとともに、潤いある景観を創出している。

(神崎市・吉野ヶ里町)

①法面

②擁壁

③防護柵

④護岸

⑤緑化

⑥標識、
公共広告物⑦照明
施設

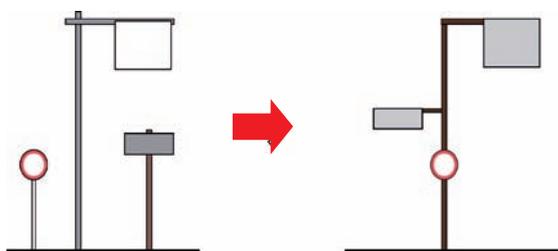
⑧舗装

⑨占用
工作物等

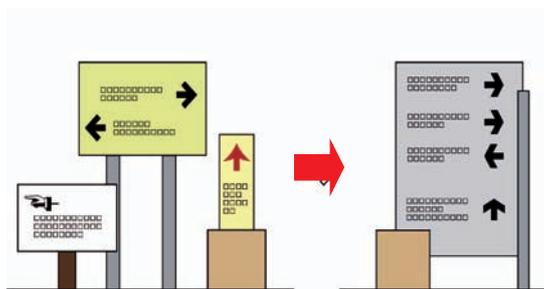
5-2-⑥ 標識、公共広告物

1. 設置数や設置場所の適正化を図り、できる限り整理統合に努める。

- ・案内誘導は、全体のサイン計画等により、人の移動に応じた分かりやすいものとする必要があります。
- ・必要以上の標識や広告が設置されると、雑然とした景観になります。必要な情報を整理し、表示方法の工夫等により標識や公共広告物の数を減らし、すっきりとした景観とすることが重要です。



- ・同じ地域や路線では、標識を設置する高さや形態をそろえとともに、共架により繁雑さの軽減を図る。



- ・案内サイン等は、視認性を確保しつつ、必要な情報を整理し、複数の標識等を統合する。



信号、照明施設、標識の共架により、景観上の繁雑さの軽減につながっている。(佐賀市)



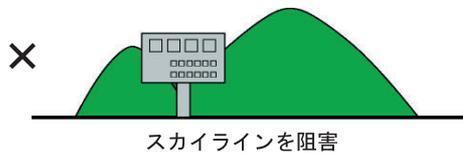
行き先案内をわかりやすく集約し、表示内容、方法の統合を図っている。(有田町)

5-2-⑥ 標識、公共広告物

2. 色彩、形状、面積、素材、意匠等の工夫により、秩序ある賑わいや自然美を損なわないよう配慮するほか、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

・標識や広告等は、地域の景観の一部としてまちの表情を彩り、秩序ある賑わいにつながります。デザインの洗練や統一性の工夫により、周辺の街並などに違和感を与えないよう配慮が必要です。

・自然が豊かな地域等においては木や石など天然の素材を生かしたり、低明度、低彩度の色彩とする等、自然美を損なわないよう配慮が必要です。



・公共施設の壁面等への広告は、周辺の景観の中で違和感を与えるため、必要以上の広告や図画は極力表示せず、やむを得ず表示する場合は、違和感を与えないよう配慮が必要です。



石材、陶板を用いた標識により、周辺の歴史的な景観と調和している。(有田町)



木材の使用や低彩度の色彩とすることにより、周辺の自然景観と調和している。(佐世保市)

× 配慮が望まれる事例



必要以上の広告や図画は、河川景観の中で違和感を与える。(シミュレーション)

5-2-⑦ 照明施設

1. 形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・照明施設は、主に夜間に光を必要とし設置されるもので、昼間の景観において繁雑とならないよう必要照度を確保した上で、最小限の設置数とすることが重要です。道路附属物と共架すること等により照明施設の数を減らすこともできます。
- ・過度な装飾を避けた落ち着いたデザインで、低明度、低彩度の色彩を基本とし、昼間景観との調和に配慮する必要があります。
- ・周辺の公共施設や附属物等と一体的な整備を行なうことにより統一感のある景観となります。



照明の形態、色彩を、シンプルなものとし、全体として調和している。（佐賀市）



- ・過剰な装飾を行わないシンプルな形状、色彩は低彩度、低明度とし、他の附属物と一体的な整備を行う。



一体的な整備を行い、周辺と調和した統一感のある景観となっている。（佐賀市）

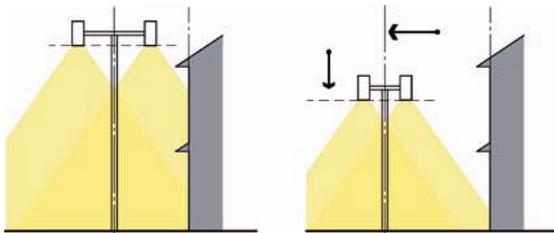
- ・汎用性が高く、点検・補修が容易な構造を持つ材料を使用する等、維持管理についても十分な配慮が必要です。

5-2-⑦ 照明施設

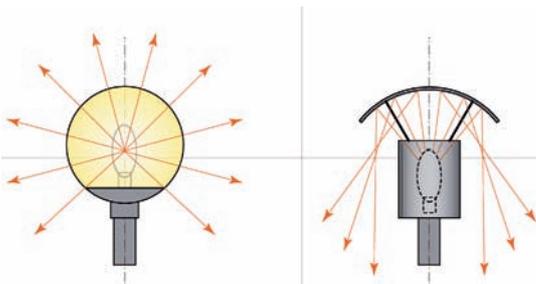
2. 位置、光の強さ及び色等の工夫により、光害が生じないように配慮し、夜間の景観が良好となるよう努める。

・照明施設は、場所に応じた光源を選定するとともに、配置や光の強さなどについて工夫し、光害が生じないように配慮が必要です。

◆住宅地での照明設置の考え方



・住宅地等では、周囲に過剰な光が及ばないように、照明の配置や高さ、光量、照明の方向等に配慮する。



・光害を防ぐため、直接光源が見えない間接光の使用や光源の高さを抑えるなどの配慮をする。

・照明に求められる役割を把握し、公共施設や空間の特性に応じて、効果的に夜間景観を創出することができます。



暖かみのある光源の選択と位置の工夫により、周囲の景観に調和している。(佐賀市)



足元灯として必要最小限に光を抑えている。(佐賀市)



夜間のランドマーク性を高めるため、賑わいを演出している。(鹿児島市)

①法面

②擁壁

③防護柵

④護岸

⑤緑化

⑥標識、公共広告物

⑦照明施設

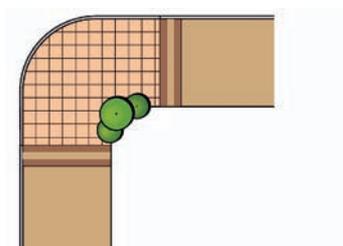
⑧舗装

⑨占用工作物等

5-2-⑧ 舗装

素材、意匠及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・歩道等の舗装は、沿道の街並みや自然、行き交う人々等が映える、控えめでシンプルなデザインを基本とし、過度な着色や繁雑な模様張り等の装飾は控える必要があります。
- ・ユニバーサルデザインの観点に立ち、誰もが利用しやすいものとするのが基本です。
- ・舗装材の組合せや舗装パターンの組合せによって、視覚的に空間を区分したり、対象を強調する場合においても、空間全体として違和感を与えないよう配慮が必要です。



- ・同系色で素材を替えたり、明度差を多少持たせた同素材のものとするなどにより、一体性が保たれる。

× 配慮が望まれる事例



過度な装飾により、沿道景観よりも道路自体が目立ちすぎ、周辺景観と調和していない。



舗装の仕上げを工夫し、沿道の歴史的景観を引き立たせている。(嬉野市)



舗装パターンの組合せにより、空間を区分しながらも、全体の一体感が保たれている。(佐賀市)

5-2-⑨ 占用工作物等

位置、形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺の景観との調和、及び占用工作物相互の統一性が図られるよう指導に努める。

- ・景観の阻害要因や歩行空間の妨げとなるような占用物等は、できるだけ設置しないことが基本です。やむを得ず設置する場合は、違和感や圧迫感のない位置や形態、意匠、色彩とし、複数の占用物がある場合は、占用物相互の統一感が図れるよう配慮が必要です。
- ・複数の電柱や電線類は、地域の状況に応じて、電線類地中化や裏配線、軒下配線等、配線方法の工夫により、すっきりとした景観とするよう努め、地上に残される設備機器等についても、配置や色彩等について工夫が必要です。

◆電柱・電線類撤去の事例



街なみ環境整備事業で、住環境整備の一環として裏配線による無電柱化を実施し、住環境の改善とともに歴史的な街並みにふさわしい景観となった。(鹿島市)

6 施設別指針

国の景観形成ガイドライン等を活用するよう努める。

「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月:国土交通省)を受け、平成16年以降、国の各省庁から施設ごとの景観形成ガイドライン等が示されていることから、各施設の整備にあたっては、これらを活用し、景観形成を図ることが求められます。

「公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン」

●道路

- 道路デザイン指針(案) (平成17年3月 国土交通省道路局)
- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年3月 景観に配慮した防護柵推進検討委員会)

●河川・砂防

- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 (平成18年10月 国土交通省河川局)
- 砂防関係事業における景観形成ガイドライン (平成19年2月 国土交通省砂防部)
- 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 (平成18年8月 国土交通省河川局)
- 歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン (平成15年5月 国土交通省河川局)

●港湾・海岸

- 港湾景観形成ガイドライン (平成17年3月 国土交通省港湾局)
- 海岸景観形成ガイドライン (平成18年1月 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁)
- 航路標識整備事業景観形成ガイドライン (平成16年3月 海上保安庁交通部)

●都市

- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) (平成17年3月 国土交通省都市・地域整備局)
- ※市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業等の都市整備に関する事業を対象

●住宅・公共建築

- 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン (平成17年3月 国土交通省住宅局)
- 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン (平成16年5月 国土交通省官庁営繕部)

●農山漁村

- 美の里づくりガイドライン (平成16年8月 農林水産省農村振興局)
- 農業農村整備事業における景観配慮の手引き (平成18年5月 農林水産省農村振興局)

●全般

- 景観情報技術の活用の手引き (平成17年10月 国土交通省 都市・地域整備局)
- 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案) (平成19年4月、平成21年4月改定 国土交通省)

※その他の各参考資料も参考にすること (ホームページで随時更新)

参 考 资 料

■ 佐賀県公共事業景観形成指針

1 目的

佐賀県は、趣の異なる二つの海、中央のなだらかな山々、肥沃な平野等豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできた。この美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、本県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成20年3月)(以下「条例」という。)を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進している。

公共事業はその規模や公共性から、地域の景観に与える影響も大きく、県土の景観形成の先導的な役割を果たすため、事業実施にあたり良好な景観形成への積極的な取り組みが求められている。

この指針は、条例第9条第1項の規定に基づき、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本県の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための内容や水準については、地域の実情や施設に求められる役割、その他の景観形成に及ぼす影響を勘案し適用する。

(2) 適用除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺の景観に与える影響がないか、きわめて小さい場合及び維持補修業務などの小規模な事業は、本指針の適用を除外することができる。

なお、このような除外事業であってもできる限り景観に配慮することが望ましい。

(3) 他事業者への助言又は要請

県は、国や市町等が実施する公共事業について、本指針に配慮するよう助言又は要請する。

3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢

(1) 地域特性を踏まえたうえで、県民、事業者、県、市町等は良好な景観形成についての認識を共有するよう努める。

(2) 事業担当者は良好な景観形成に対する知識の研さん等に努める。

4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方

(1) 景観資源を把握し生かす

事業地の自然、歴史、文化等の景観資源を把握し、それらを生かすことにより、将来にわたり県民共通の資産となる景観を創出するよう努める。

(2) 先導的役割を果たす

公共事業の実施においては、安全性、機能性及び経済性等とあわせて、景観は重要な要素の一つとし、良好な景観形成のための先導的な役割を果たすよう努める。

(3) 公共空間の連続性、一体性を図る

景観形成に関連する他の法令、各種計画を把握するとともに、他事業との十分な連携により公共空間が連続性、一体性を持つよう良好な景観形成に努める。

(4) 住民意見を把握する

事業の早い段階から地域住民、事業者及び市町の意見を反映するための必要な措置を講じ、地域住民の意識を高めるとともに、官民協働による良好な景観の形成に努める。

(5) 視点場からの見え方に配慮する

公共施設が視点場(見る場所)及び視対象(見られる対象)となる事に配慮し、眺望景観が良好となるよう努める。特に道路、河川等については、移動によって連続して変化する景観の調和に配慮する。

(6) 使いやすさを考慮する

誰もが安心、安全、快適に利用できるよう、利用者の動線や目線、スケール感を考慮した施設の整備に努める。

(7) 時間の経過を考慮する

時間の経過や維持管理のしやすさに配慮した整備を行うとともに、構想、計画、設計段階において定められた景観形成の意図を維持管理段階まで継承するよう努める。

5 共通指針

5-1 基本的事項

①位置及び規模

- 1 地域のランドマークやスカイライン等を阻害しないよう、視点場からの眺望に配慮する。
- 2 山、海、川等の自然や田園、まちなみ等の眺望を楽し

むことができる場を設けるよう工夫する。

- 3 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、自然やまちなみの連続性を遮断しないよう努める。
- 4 良好な景観を形成している樹木や緑地、歴史的建造物等の景観資源を保存、活用するよう努める。

②形態及び意匠

- 1 違和感や圧迫感のある形態、意匠は避け、機能に根ざした合理的で必然性のあるシンプルな形態を基本とし、周辺の景観と調和するよう努める。
- 2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、地域にふさわしい優れた形態、意匠となるよう慎重に検討する。

③素材

- 1 周辺の景観に調和した素材を使用するとともに、自然素材又は伝統的素材など地場産材が使用できる場合には、積極的に活用するよう努める。
- 2 耐久性があり、維持管理が容易で経年変化により風格の増す素材の活用に努める。

④色彩

- 1 公共施設の基調となる色については、高彩度を避け、四季を通じて周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とするよう努める。
- 2 地域のシンボルとなるような公共施設の整備にあたっては、シミュレーション等により周辺の景観に与える影響について慎重に検討する。

5-2 要素別事項

①法面

- 1 現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう努める。
- 2 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる法面の覆工については、緑化による修景など周辺の景観と調和するよう努める。

②擁壁

- 1 長大とならないよう努め、やむを得ず長大となる擁壁については、形態、意匠等の工夫や緑化による修景等により圧迫感を軽減させ、周辺の景観と調和するよう努める。

③防護柵

- 1 位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

④護岸

- 1 周辺の景観との調和や自然環境の保全に配慮し、場所の特性に応じて親水空間を確保するよう努める。

⑤緑化

- 1 緑化による多様な機能を把握したうえで、生育に十分な基盤を整備し、地域の植生及び周辺の景観と調和した樹木の選定、配置を行うとともに、適切な維持管理に努める。

⑥標識、公共広告物

- 1 設置数や設置場所の適正化を図り、できる限り整理統合に努める。
- 2 色彩、形態、規模、素材、意匠等の工夫により、秩序ある賑わいや自然美を損なわないよう配慮するほか、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

⑦照明施設

- 1 形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。
- 2 位置、光の強さや色等の工夫により、光害が生じないように配慮し、夜間の景観が良好となるよう努める。

⑧舗装

- 1 素材、意匠及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

⑨占用工作物等

- 1 位置、形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺の景観との調和、及び占用工作物相互の統一性が図られるよう指導に努める。

6 施設別指針

国の景観形成ガイドライン等を活用するよう努める。

■ 佐賀県美しい景観づくり条例

平成20年3月24日

佐賀県条例第24号

私たちが暮らす佐賀県では、先人たちが日々の暮らしの営みの中で、自然や地形を活かし、また、これらに手を加えながら独自の景観を造り上げてきた。

このようにして創り出された多様で個性的な街並みや田園風景等は、自然の景観と調和を保ちながら、共に今日に引き継がれており、私たちに心地よさや懐かしさを感じさせている。

しかしながら、近年の経済社会情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によって、これらの景観が損なわれつつあることも事実である。

こうしたことから、この県民共通の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、私たちは、自らの日常生活や経済活動へのかかわり方を見つめ直す必要がある。

私たちは、一人一人が景観づくりの主役であることを深く認識し、美しい景観にあふれた、豊かで潤いのあるふるさと佐賀県の実現を目指していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、景観づくりに関し県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の自然、歴史的文化的遺産等を大切にす意識及び佐賀県の景観を誇りに思う意識の涵養、健やかで快適な生活環境の創造並びに定住人口及び交流人口の拡大による地域活性化に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観づくり」とは、現にある美しい景観を保全し、及び育成し、失われつつある美しい景観を再生し、新たに美しい景観を創造し、並びにこれらの景観を活用することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組む責務を有する。

2 県は、広域的な取組が必要とされる景観づくりに関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、住民の意向を十分に反映させて、地域の個性に応じた景観づくりの施策を推進し、景観資源の保全及び活用を図るとともに、景観に配慮した公共事業の実施に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が景観に悪影響を及ぼすことのないよう努めるとともに、行政が行う景観づくりのための施策に積極的に参加し、及び協力することにより、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者のうち、開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。)を行う者及び屋外広告業(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する屋外広告業をいう。)を営む者は、その事業活動において景観に一層の配慮をするとともに、積極的に景観づくりを推進するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、景観づくりの担い手として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、美化、緑化等の身近な景観づくりを推進するよう努めなければならない。

2 県民は、行政が行う景観づくりのための施策の立案に積極的にかかわるとともに、当該施策に参加し、及び当該施策を協働で実施するよう努めなければならない。

(佐賀県美しい景観づくり基本計画)

第7条 知事は、景観づくりを推進する方策を具体化し、県の景観づくりの主要な施策を提示するため、佐賀県美しい景観づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 景観づくりの方針
- 二 景観づくりの主体並びにその役割及び行動方針
- 三 景観づくりの主要な施策及びその推進スケジュール
- 四 前三号に掲げるもののほか、景観づくりに関する重要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(佐賀県遺産)

第8条 知事は、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、佐賀県遺産として認定することができる。

2 知事は、前項の佐賀県遺産の保存及び活用を推進するための措置を講じなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第9条 知事は、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守しなければならない。

(啓発活動)

第10条 県は、景観づくりに関して、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会)

第11条 県に、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

3 知事は、第七条第三項(同条第五項により準用する場合を含む。)に規定するもののほか、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かななければならない。

一 景観計画(景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画をいう。)の策定又は変更に関すること。

二 第八条第一項の佐賀県遺産の認定に関すること。

三 公共事業景観形成指針の策定に関すること。

四 その他景観づくりに関する重要な事項に関すること。

4 審議会は、必要があると認めるときは、景観づくりに関する事項について、知事に建議することができる。

第12条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。

一 学識経験者

二 観光及び商工業の関係者

三 前二号に掲げる者のほか知事が必要があると認める者

2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域又は事

項における景観づくりについて審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。

(部会)

第13条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 審議会委員

二 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する者

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平20年4月1日から施行する。

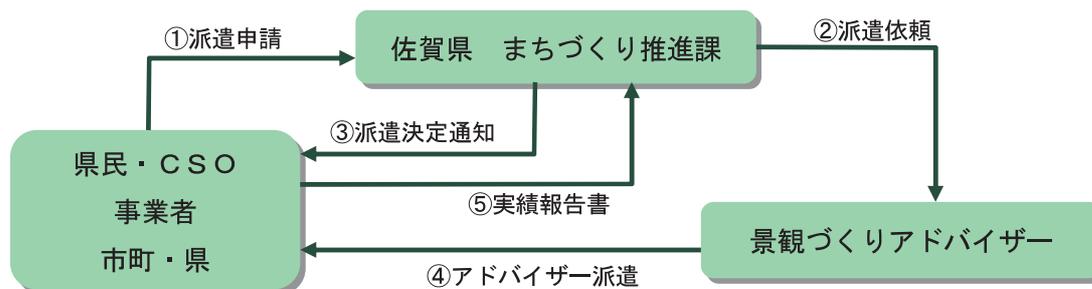
附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

■ 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度

県、市町、事業者、県民又はCSOの景観づくりを促進していくため、登録した関係分野の専門家を派遣し、景観づくりへの支援をする制度。公共事業の景観検討を行う場合にも活用することができる。

◆活用の流れ



◆活用例

【県民・CSO・事業者等】

- ①景観に配慮した商店街づくりや地域づくりを行おうとするとき
- ②地域や商店街等で景観形成に関する住民協定やまちづくり協定、建築協定を締結しようとするとき
- ③「22世紀に残す佐賀県遺産」を活用し、良好な景観形成を行おうとするとき
- ④伝統的な街並みや建築物を保存しようとするとき
- ⑤案内板や屋外広告物等の設置に際し、デザインの統一や周辺景観との調和を図ろうとするとき
- ⑥地域に適した植栽・緑化をしようとするとき
- ⑦自然環境と調和した景観づくりを行おうとするとき

【市町・県】

- ⑧景観形成に関する基本方針や基本計画等を策定しようとするとき
- ⑨周辺の景観に調和した公共事業を行おうとするとき。
- ⑩景観形成について普及・啓発を行おうとするとき
- ⑪沿道景観のサイン計画等を策定しようとするとき
- ⑫地域の景観特性を活かしたまちづくりを行おうとするとき
- ⑬緑化事業を行おうとするとき

◆具体例

設計、施工、維持管理段階において下記の様な事項に対して助言指導を受けることができる。

- ・各事業の計画、設計
 - ・地域の景観に配慮した又は地域のシンボルとなる公共施設等の設計
 - ・歩道空間や親水空間、照明計画、サインのデザイン
 - ・公共施設の補修方法、色彩への助言
 - ・古木や歴史的建造物の保存（移設）・活用に対する助言
- 等

佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度実施要綱

第1条（目的）

県、市町、事業者、県民・CSOが連携・協働して、美しい景観づくりの促進を図るため、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することとし、この要綱は、制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条（委嘱）

アドバイザーは、景観づくりに関して専門的な知識や経験を有する者の中から知事が委嘱し、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー名簿（別記様式）に登録する。

第3条（任期）

アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条（職務）

アドバイザーは、次の各号に掲げる業務に関し、専門的な立場から指導及び助言、並びに講演等を行うものとする。

- (1) 県民・CSO、事業者等が行う景観づくりに関すること。
- (2) 県及び市町が行う景観づくりに関すること。
- (3) その他景観づくりに必要な事項に関すること。

第5条（派遣）

アドバイザーの派遣を希望する者は、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により、知事に申請する。

2 知事は派遣申請書を審査し、派遣する場合は景観アドバイザーを決定し、景観アドバイザーには、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー派遣依頼書（様式第2号）により派遣依頼し、申請者には、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により通知する。

第6条（実施報告）

申請者は、アドバイザー派遣の終了後、速やかに業務の実施について、佐賀県美しい景観づくりアドバイザー派遣実施報告書（様式第4号）により、知事に報告する。

第7条（守秘義務）

アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

第8条（謝金及び費用弁償）

県はアドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金、旅費その他の費用弁償を行うものとする。

※アドバイザー制度の詳細は、

佐賀県美しい景観づくり「美しさが」

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan> を参照。

■ 景観法の概要

① 景観法

景観法は、わが国で初めての景観に関する総合的な法律であり、平成 16 年 12 月に施行された（平成 17 年 6 月全面施行）。

景観法は良好な景観形成のための理念や行為規制、制度等を位置付けた法律であり、その特徴としてはいくつか挙げられるが、

- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象とし、
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる

ということ等から、地域の実情に合わせた規制ができる。

また、景観法施行以前から自主条例等で規制を行っていた地域においても、景観法を活用することにより法的根拠を持つこととなり、景観計画区域内における変更命令等の強制力を発揮できるようになる。

〈景観法の構成〉

- 基本理念
- 責務
- 景観計画
 - ・ 景観協議会
 - ・ 行為の規制等
 - ・ 景観重要建造物・景観重要樹木
 - ・ 景観重要公共施設
 - ・ 景観農業振興地域整備計画 等
- 景観協定
- 景観整備機構
- 景観地区・準景観地区等

景観法による面的な規制誘導の手段（制度）としては、「景観計画区域」と「景観地区、又は準景観地区」の2種類がある。

届出・勧告による緩やかな規制誘導を行いたい

より積極的に良好な景観形成を誘導したい

景観計画区域

- 必要な場合には、条例で定めた一定の事項について変更命令可能
- 地域内で、基準や届出対象行為をいくつかに分けて定めることも可能
- 具体的な基準や届出対象行為については、景観行政団体が条例で定める

景観地区 又は準景観地区

- 建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について認定制度を導入
- 数字で分かる事柄（建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度）については建築確認で担保
- この他、土地の形質の変更など必要な規制を条例で定めて行うことが可能

景観行政団体が、景観計画で区域を定める

市町村（景観行政団体でなくてもよい）が、都市計画・準都市計画区域内では都市計画、それ以外では準ずる手続き（準景観地区）により運用する。

行為規制と支援の仕組み



景観法の対象地域のイメージ



② 景観行政団体

景観計画の策定主体である「景観行政団体」とは、下記を言う。

- ・ 政令指定都市の区域内 … 政令指定都市
- ・ 中核市の区域内 … 中核市
- ・ その他の市町村の区域内 … 都道府県
 - ↳ 都道府県知事と協議し、同意を得た場合は当該市町村

佐賀県では、佐賀市、唐津市、武雄市、嬉野市、及び小城市の5市が県との協議・同意を経て、景観行政団体になっており（平成22年3月末現在）、この5市の区域以外の区域では、県が景観行政団体となる。



佐賀県における景観行政団体のエリア

■ …各市が景観行政団体 □ …県が景観行政団体

③ 景観計画

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体がその考え方及び区域を決めて、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるもので、景観計画に定める事項は「必須事項」と「選択事項」に分けられる。

〈必須事項〉

- ① 景観計画の区域(景観計画区域)
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(対象物がある場合)

〈選択事項〉

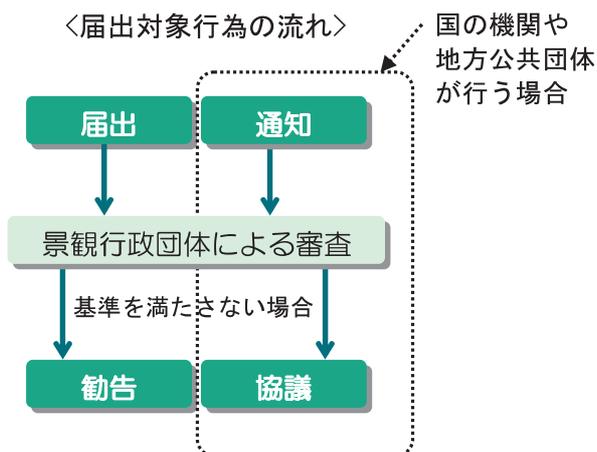
- ⑤ 屋外広告物の表示及び掲出物件設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設の占用許可等の基準
- ⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑨ 自然公園法の許可の基準

④ 景観計画における公共施設

公共施設の整備等にあたっては、景観計画において、「行為の制限等」「景観重要建造物」「景観重要公共施設」の項目に関し、手続き、運用が必要となる場合がある。

(1) 行為の制限等

景観計画には、景観行政団体の長への届出が必要な行為（届出対象行為）^{※1}が定められており、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合にはあらかじめ届出が必要となる。国の機関や地方公共団体については、届出の代わりに通知を行う。この通知があった場合で、景観計画に定められた行為の制限の基準^{※2}に適合しない場合等は、景観行政団体の長は、基準に適合させるため協議を求めることができる。



参考資料

※1 届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様や色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様や色彩の変更
- ・都市計画法に規定する開発行為
- ・そのほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為

※2 景観計画で定めることができる行為の制限に関する事項

- ・建築物又は工作物の形態意匠の制限
- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他届出対象行為ごとの良好な景観の形成のための制限

(2) 景観重要建造物

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、一定の基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定できる。指定にあたっては、景観計画に定められた方針に即し、所有者の意見を聴かなければならない。

景観重要建造物は、歴史的な価値や希少性を必ずしも有しない建造物であっても、地域の景観にとって重要なものであれば指定することができる。また、建築物については、建築基準法における制限（既存不適格の建物に対する制約）の緩和が認められる。

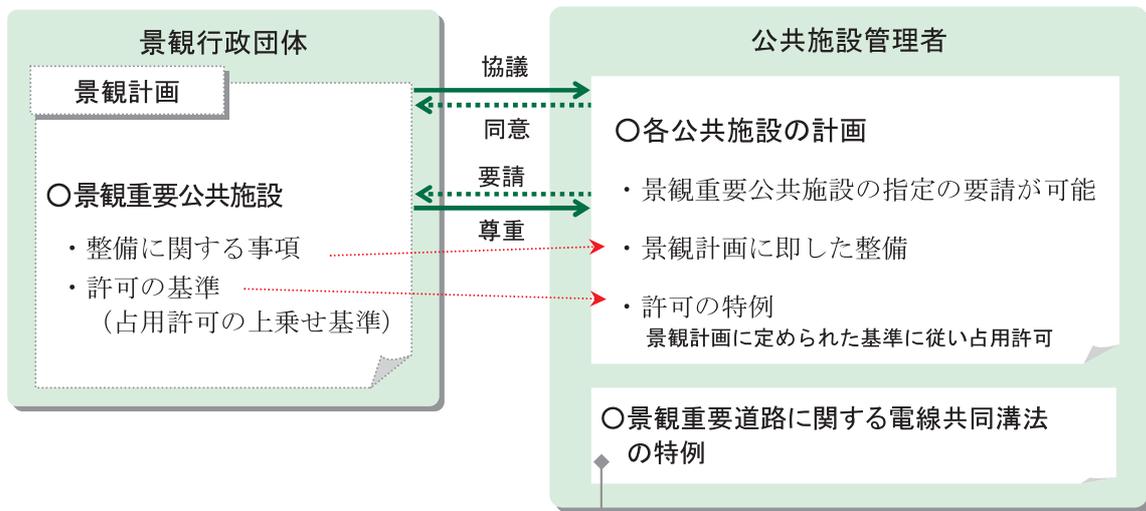
県が所有する建造物が景観重要建造物に指定されると、当該建造物の増改築、移転、除却、外観の変更等にあたっては、景観行政団体の長への協議が必要となる。

(3) 景観重要公共施設

景観行政団体は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、公共施設管理者との協議、同意を得たうえで、その整備に関する事項や占用の基準について、景観計画に定めることができる。

また、公共施設側からの取組みを景観計画に積極的に位置づけるため、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観重要公共施設として景観計画に必要な事項を定めることや、必要事項の追加や変更を要請することができ、その要請があった場合には、その提案を尊重しなければならない。

景観計画に「整備に関する事項」が定められた場合には、当該公共施設の整備は、これに即して行われ、また、「占用許可等の基準」が定められた場合には、当該公共施設に係る法律に基づく許可の基準に、景観計画の基準が付加されることとなる。



※ 景観重要道路における電線共同溝法の特例
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（電線共同溝法）により、電線共同溝の整備等による電線の地中化等が推進されてきたが、一方で同法は、「安全かつ円滑な交通の確保」も目的となっているため、良好な景観の形成のみの観点では、同法の対象とすることはできなかった。そのため、景観重要公共施設である道路法上の道路（景観重要道路）については、特例を設け、景観の整備を主目的に電線共同溝整備道路として指定することができる。

■ 佐賀県内市町の景観行政の取組み

県内の市町では、景観法に基づかない自主条例や伝統的建造物群保存地区に関する条例等、6市町村、で制定されており、景観法施行後、景観法に基づく景観条例は2市（唐津市、武雄市）で制定・施行されている。（H22年3月末現在）

| 市町名 | 景観行政団体 移行日 | 景観条例 | | | 景観計画 | | |
|-------|---------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----------|---------|
| | | 名称 | 公布日 | 施行日 | 名称 | 公布日 | 施行日 |
| 佐賀市 | H17.6.18 | 佐賀市都市景観条例 | H4.6.26 | H4.7.1 | | | |
| | | | | | 佐賀市景観計画 ※計画見直し中 | H19.3.5 | |
| 唐津市 | H18.1.6 | 唐津市景観まちづくり 条例(法委任条例)※1 | H19.9.27 H20.3.26 | H19.9.27 H20.4.1 | 唐津市景観計画 | H20.1.31 | H20.4.1 |
| 武雄市 | H18.8.30 | 武雄市景観条例 (法委任条例) ※2 | H20.3.21 | H20.3.21 H20.7.1 | 武雄市景観計画 | H20.6.2 | H20.7.1 |
| 鹿島市 | | 鹿島市歴史的景観条例 | H15.12.26 | H15.12.26 | | | |
| 小城市 | H21.8.1 | | | | | | |
| 嬉野市 | H17.12.25 | 嬉野市伝統的建造物 群保存地区保存条例 | (H17.3.24) H18.1.1 | (H17.4.1) H18.1.1 | | | |
| | | (法委任条例を平成22年度策定予定) | | | 嬉野市景観計画 | H22.3予定 | |
| 神崎市 | | 神崎市吉野ヶ里歴史 公園周辺景観条例 | (H12.4.1) H18.3.20 | (H12.4.1) H18.3.20 | | | |
| 吉野ヶ里町 | | 吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史 公園周辺景観条例 | (H12.4.1) H18.3.1 | (H12.4.1) H18.3.1 | | | |
| 有田町 | | 有田町都市景観条例 | (H1.12.28) H18.3.1 | (H2.12.3) H18.3.1 | | | |

※1:当初の条例は、法委任部分に関しては基本的部分のみであったが、景観計画の施行に合わせて改正(届出の適用除外行為を規定)し再施行(平成20年4月1日)

※2:法委任(法規制)部分については、平成20年7月1日施行。

※嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、有田町については、合併前の年月日を上段かっこ書きで記載。

佐賀県公共事業景観形成指針解説書 平成22年3月

発行 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
TEL 0952-25-7326(直通) FAX 0952-25-7314
URL <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan>
佐賀県美しい景観づくり「美しさが」

編集協力 株式会社アーバンデザインコンサルタント

印刷 日之出印刷株式会社

豊かな風景を、未来へ……